

日本弁護士連合会第69回定期総会報告

2018年5月25日（金）於・JRホテルクレメント高松

日本弁護士連合会第69回定期総会は、2018年5月25日（金）午後0時30分から、香川県高松市のJRホテルクレメント高松において開催された。

出席者は、午後1時の時点で、出席弁護士会51会、出席弁護士数のうち本人出席が625名、代理出席が1万218名の合計1万894名であり、外国法事務弁護士の出席は0名であった。

総会は、菰田優事務総長の司会で午後0時30分から始められた。

菊地裕太郎会長が次のとおり挨拶した。

新執行部は、4月からスタートし、この間、数十の団体、機関に就任の挨拶に回り200人近くの方々にお会いし、いろいろ話をした。これを通じて感じたことは、いろいろな分野で日弁連の意見書、パブリックコメント、会長声明等をよく勉強していただいているということである。日弁連の発信力の高さを今更改めて思い知ったわけであり、責任の重さを強く受け止め、しっかりと会務の運営をしていきたい。

本日の総会では、予決算のほかに、4つの議案の御審議をいただきたいと提案している。いわゆる谷間世代の支援策については、既に緊急貸付制度がスタートしており、受付が始まっている。さらに今後、会費の一部減免、又は給付について、十分議論をし、検討をしていきたい。立法による支援策、国からの支援策が今後の課題である。同じように谷間世代を抱えている最高裁、法務省が後ろ向きの中、この両者の理解を得ながら、粘り強く、その実現に向けて努力していく。発議者の議案も、正にこの谷間世代の問題であるので、よく御審議いただきたい。

憲法改正の問題は、法律家団体として、改正案、イメージ、方向性等の持つ意味、課題、問題点を分かりやすく説明し、国民の自主的な判断に資するような活動を今後もしていく。若干時間軸が先送りになったという話もあるが、予断を許さない状況にあると認識している。

本年度は、重要な課題があり、皆様の知恵と熟議が必要である。中教審では、法科大学院改革の基本的な方向性が示されている。法学部に法曹コースを設置することによって、法科大学院との連携強化をするという方向性、早期卒業による学生の時間的負担の軽減策、未修者教育の質の改善等につき議論が熱を帯びてきている。

また、給付制の実現を、法曹志望者の呼び込みに積極的に活用し、これを契機としなければいけない。弁護士の魅力を見える化し、活動領域の拡大と業務基盤を堅固なものにしていくという活動である。

執行部直属の横断的な組織を作って、いろいろな活動領域の可能性のある分野に取組を

進めている。昨年の執行部来の作業であるが、軌道に乗せて実践に向かっていくと考えている。

また、国際仲裁をはじめ、国際展開を拡大する活動も進めていく。弁護士費用保険の拡大を足掛かりとして、中小企業などの法的ニーズへの拡大に向け、様々な活動を精力的に続けていく。

当然ながら、人権擁護活動も一層積極化していく。福祉問題を中心とした多方面にわたる人権擁護活動を行政との連携を強化して、実践してまいりたいし、併せてその有償化についても訴えていきたい。

法律、法制度は、今や大変革の時代を迎えている。改正民法は、再来年の施行に迫っている。また、改正刑事訴訟法のいわゆる司法取引、それから被疑者国選の弁護制度の勾留全件に対する対象の拡大が6月から始まる。取調べの可視化も来年に迫っている。相続法、会社法、労働法制、消費者法制、民事執行法等々、法の改正が目白押しである。

そして、裁判のIT化は私どもが考えていた以上にスピードをもって進められる様相にある。裁判所支部機能の拡充の問題、依頼者と弁護士の通信秘密保護制度の確立など、民事司法改革に向けての取組は、ようやく足掛かりをつかんだような状況にある。

死刑制度問題についても日弁連の人権擁護大会の決議に基づき、廃止に向けて運動を強化していく。併せて、犯罪被害者、遺族の方々の実情に配慮しつつ活動をしていく。

総会の開会に当たり、定足数の充足を確認する。会則第40条の2によれば、総会は、代理人によって議決権を行使する者を含め5,000個以上の議決権を有する弁護士会又は弁護士である会員の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。12時30分現在の出席状況は、本人出席522名、代理出席8,512名、会出席45名、合計9,079名であり、定足数を満たしていると認め、日本弁護士連合会第69回定期総会の開会を宣言する。

続いて正副議長の選任手続がなされ、菊地会長が選任方法について議場に諮ったところ、市川充会員（東京）から、選挙によらず、会長が指名する方法で、議長及び副議長2名を選出されたいとの動議が提出された。

米田龍玄会員（東京） 「議長選任に当たって質問がある。会則、議事規程によると、議長の選任は選挙によるということになっている。選挙しないのであれば、どういう方法で誰にするつもりか、その点をはっきりしていただかないと、動議の賛否を判断するに十分な情報がない。議長候補者は、会員の発言を真摯に取り上げ、議論を尽くすために議事を進行してくださる方なのか。それとも執行部提案を原案どおり通すために、議事を進行する人なのか。その点を明確にされないのならば、私は議長に立候補するので規則に従って選挙によって選ばれたい。」

会長 「まず、市川会員の動議を認める方は、手を挙げられたい。」

(賛成者挙手)

米田会員（東京） 「私の質問は、この動議に対する賛否を判断するのに必要な情報であるから先に回答するよう求めている。」

会長 「選挙によらない方法によって選任するというのが、今動議によって成立した。」

市川会員（東京） 「私の動議は、まず、議長・副議長の選任については、選挙によらず、他の方法でやってほしい。選挙によらない方法としては、会長の指名によるという方法の動議であるので、まずそれを諮っていただきたい。」

米田会員（東京） 「会長が指名をするというなら誰を指名するのか。決まっているなら明らかにされたい。その候補者が、どういう議事進行をするかと、それを聞いている。」

会長 「動議については、成立している。賛否を問う。選挙によらないで会長の指名により選任する方法、副議長は2名とするとの動議について、賛成の方は挙手されたい。」

（賛成者挙手）

動議可決を受けて、菊地会長は、議長として渡辺光夫会員（香川県）、副議長として升味佐江子会員（第二東京）及び田中浩三会員（徳島）をそれぞれ指名し、正副議長から挨拶がなされた。

議事規程第5条に基づき、菊地会長から議案が提出された。

議長は、議事録署名者として、海野浩之会員（東京）、大川康平会員（第一東京）及び古屋有実子会員（第二東京）の3名を指名した。

議長 「出席者票について、執行部から説明がある。」

菰田事務総長 「本日の総会には、第7号議案とそれに関連するものみに議決権の付与を限定する趣旨が記載された代理人選任届に基づき委任を受けている会員がいる。その方々については、受付で出席者全員に交付していた緑色の出席者票に加え、当該代理人選任に基づく議決権を記載した薄紫の出席者票を交付している。この代理人選任届には、第7号議案に賛成する議決権及び同議案に関連する議案動議事項についての賛否をその委任の趣旨に反しない限りにおいて、受任者に一任する旨が記載されているが、第7号議案は、いわゆる谷間世代に関する議案であり、本総会の各議案の内容、性質を考慮すると、予算に関連する第2号議案及び第3号議案、谷間世代に関する執行部提出案の第6号議案中2

本目のものが、関連があるものと考えられる。

そこで、第2号、第3号議案、第6号(2)の議案については、薄紫の出席者票を所持する代理人は、議決権の行使の対象になるものとする。

なお、本総会は、定足数の5,000をはるかに上回る数の出席を確認しており、定足数を満たしている。」

議長 「議長としても、執行部説明のとおり議決権の行使をしていただくことが、相当であると考えているので、そのとおりに議事を進める。」

北尾哲郎会員（第一東京） 「私は、本総会が定足数を満たしているということについて、重大な疑義を持っている。その理由は、4月19日付けのFAXによる総会の開催通知であり、2枚目に、代理人選任届の参考書式が付いており、明らかに委任状勧誘の書面であった。その通知文書の末尾には、定期総会の議案は後日送付しますと書かれており、総会の議案書は5月14日に届いた。したがって、FAXが届いた4月19日から5月14日までの間に提出された委任状は、議案の内容を全く把握しないまま署名した白紙委任状である。

このようなやり方は、総会の形骸化を招く。法曹を代表する日弁連は、会議体の運営について、他に模範を示すべきは当然である。

内閣府が定めた委任状勧誘規則は、委任状用紙と参考書類を同時に株主に提供しなければならないと定めているから、株式会社が、日弁連と同じやり方をしたら、その委任状は無効である。民間会社においてなおそのような取扱いがなされているのであるから、本総会の議案書を受領する前に、署名して提出された委任状は無効と言わざるを得ない。

日弁連の会則は、5,000個以上の議決権を有する会員の出席がなければ、議事を開くことができない旨定めている。私は、今年の総会で同じ趣旨の質問をしたが、それに対する執行部の回答は、これまでも同じやり方をしている。議案書を見て撤回の可能性があるから、有効であるという回答であった。これは、たとえ違法の疑いがあるとしても既成事実を積み上げればよいということであり、到底賛同いたしかねる。

また、これまで委任状が撤回されたような事例があるか。今年の執行部の回答は、まともな回答になっていない。日弁連の会則を踏まえて、本総会の定足数が有効に満たされていると会長は述べるのであるから、議案書の送付前に出された委任状の通数、その後に出された委任状の通数をはっきり示しながら、私の質問に対する考えを明確に示されたい。」

中村竜一会員（第一東京） 「4月19日に届いたFAXは、議案どころか第6号議案は、宣言・決議の件としか書いていない。第7号議案も、藤田会員等からの発議とは書いてあるが、何が発議されたのか全く記載がない。どうしてその議題を通知しないのか。

委任状について、日弁連の会則では、代理人になることができるのは、同じ単位会に所属する弁護士に限られている。私の手元には、他の単位会の弁護士からの委任状も届いたがその委任状は無効である。同じ単位会の中に、同じ考えを持つ弁護士がいるとは限らな

いし、同じ弁護士が見つかったとしても、出席するかどうか分からない。これは日弁連の総会であって、単位会の総会ではないのであるから、委任先を同じ単位会の弁護士に限るとするのは、議決権の不合理な制限である。他の単位会の弁護士への委任状を無効とする会則に合理性があるか。その根拠を明らかにされたい。」

菰田事務総長 「まず、5月14日に届く前の委任状と、その後に作られた委任状の通数だが、把握していない。具体的に言うと、委任状は弁護士会を通じて提出され、認証を得て日弁連に送られるが、今回は、第7号議案についての委任状もある関係で、かなり遅れてまとめて送られてきたところもある上、トータルで1万通に及ぶ認証をされた委任状の点検作業だけで大変な人手を要しており、現実的に把握するのは不可能である。

議案が届く以前の委任状は、無効であるという意見についての回答は、前年度事務総長がしたものと同趣旨であるが、意見としては承って今後の検討の課題としたい。なお、委任状の撤回については、本総会の委任状において例があり、また、弁護士は、委任はいつでも撤回できることは承知していると思われるので、特段そこに問題があるとは考えていない。

委任の相手方が同じ弁護士会の会員とされるのは、会則上定められている。不当な制限であるという指摘であるが、例えば認証制度は、日弁連が全ての会員の状況を把握して、それが有効な委任状であるという認証をするのは、4万以上の会員がいる現状で無理であるため、現状の手続を経て日弁連で集約しており理解いただきたい。

また、招集通知に宣言・決議の件と記載された件につき、議題は、決まっていたはずだという指摘があったが、招集の通知をしたときには、第6号議案のうち、憲法に関する議案は検討が進んでいたが、第6号(2)は、5月の理事会で総会付議が決まったものであり、4月19日の時点では、議題としても確定していなかったものである。」

北尾会員（第一東京） 「4万人の会員から出された委任状の確認が難しいということだが、簡単である。裁判所の契印のやり方で、日弁連の日弁と書いて、4万通ぐらいすぐ押せる。その契印がある委任状が提出されたら、それは正規の委任状であると考えればいいわけで、これは、やれないわけがなく、やらないというだけの話である。検討されたい。」

菰田事務総長 「現在、委任状について参考書式を日弁連は送付しているが、必ずそれを使うということではなくて、一定の要件を満たしていればどの委任状でも構わないという形をとっている。そのため、会員が自由に委任状を作れるという面がある。御提案の認証方法は、書式を限定することになるため、難しいと考える。意見としては承る。」

米田会員（東京） 「議案書が届いたのは、5月14日である。私は、東京弁護士会の所属で、弁護士会から委任状のはがきが来たが、そのはがきには、5月16日までに出せと書いてあった。足掛け二日に出せというのはどういうことか。もっと早く議案を送れないか。検討させないようにして、わざと白紙委任のまま原案を通そうとしているか。極め

て旧態依然、保守的、こういうやり方はおかしい。このやり方でいいと思っているのかということ伺う。」

菰田事務総長 「議案は早く送りたいが、今回も総会付議事案が全て確定したのが5月1日の理事会である。新しい年度で、執行部が決まってから議論を始めざるを得ず、5月1日確定、2日に印刷に出し、連休明けに印刷と発送と準備が進められたという状況であり、現状やむを得ずそうしているということは理解をされたい。」

〔報告事項〕平成29年度会務報告の件

議長は、報告事項「平成29年度会務報告の件」を議題に供した。

安井規雄副会長から、「平成29年度会務報告書」に基づき、次のとおり報告がなされた。

平成29年度の会務報告をする。各課題の報告は、平成29年度会務報告書を会員専用のホームページに掲載しているので、適宜御参照されたい。

まず、法曹養成制度改革への取組について報告する。平成29年の司法試験合格者は1,543名であり、その前年の1,583名に続き、日弁連の提言する数値に近づいている。司法修習終了者のいわゆる就職問題も、一定の改善の兆しが見られている。日弁連としては、引き続き法曹志望者の確保、法科大学院の改革への対応等に取り組むとともに、併せて司法アクセス、活動領域の拡大などの制度基盤の整備に努めてまいりたい。

次に、弁護士の業務拡充や活動領域拡大のための多岐にわたる取組の中から、弁護士権利保護保険の制度について報告する。日弁連は、現在17社の保険会社等と協定を締結し、弁護士紹介等の取扱件数も、昨年度は3万5,000件を超え、年々その利用が拡大している。交通事故以外の一般民事を対象とした保険も発売されており、費用面を含め市民の司法アクセスの改善に大いに役立っていると考えている。

続いて、弁護士自治に関わる問題について報告する。いわゆるFATF第4次対日相互審査についての対応である。昨年12月の臨時総会で、依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程の一部改正を承認いただいた。

本年1月1日から3月31日を対象期間とする年次報告書については、6月30日までに所属弁護士会への提出が必要である。今後も日弁連は、その周知活動に努め、審査に適切に対応できるよう、準備を進めてまいりたい。

最後に、日本弁護士連合会男女共同参画施策基本大綱に基づく男女共同参画に向けた取組について報告する。本年1月の理事会において、本年度から、2022年度までの5か年計画である第3次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画を策定した。さらに、昨年12月の臨時総会にて、いわゆる女性副会長クォータ制の導入が承認され、本年度はクォータ制の副会長を含む3名の女性の副会長が就任している。女性の割合は20%となり、

第2次基本計画の目標値を達成した。また、2015年度に開始した育児期間中の会費等免除制度について、昨年度は1,031件の申請があったことも報告する。各会においては、引き続き弁護士との男女共同参画に協力されるようお願い申し上げる。

議長 「これから議案の審議に入るが、執行部において議案の取扱いについて、審議方法等何か意見があるか。」

会長 「第2号議案及び第3号議案はいずれも予算に関するものであるから一括上程して、審議されたい。また、第6号議案中2本目の決議案である「安心して修習に専念するための環境整備を更に進め、いわゆる谷間世代に対する施策を早期に実現することに力を尽くす決議」と第7号議案は、いずれもいわゆる谷間世代に関するものであるから、これもまとめて一括上程して、審議されたい。

なお、執行部としては、採決はいずれの議案も各別に行うべきと考えており、特にいわゆる谷間世代に関する二つの議案の議決の順序は、第7号議案を先に採決すべきである。この二つの議案は、議事規程第10条に基づき、日弁連会長提出の議案に次いで会員の発議による議案を並べる関係から、議案番号が付いているが、第7号議案は、議事規程第6条に基づく会員からの発議によるものとして、本年の4月理事会において、本総会へ付議されたものである。その後この会員からの発議を受けて、日弁連執行部が提出する対案として第6号議案中2本目の決議が、5月理事会において総会付議を決定されたという経過がある。このため、二つの議案は、一括上程し、かつ会員の発議に基づく第7号議案から先に採決されたい。」

議長 「会長から、第7号議案に関連して、採決順序の変更についての示唆があった。議長としても、そうした取扱いの方が望ましいのではないかと考えるが、議事規程第10条第2項によれば、議長が総会の議事において、議題に供する議案の順序を変更しようとするときは、総会の議を経ることとなっている。

第6号議案中の2本目の執行部提出議案と会員からの発議に係る第7号議案について、一括上程した上、採決順序を入れ替えて第7号議案の採決を先に行うという順序変更について、賛否を諮る。賛成の方の挙手を求める。」

新川登茂宣会員（広島） 「第2号議案と第3号議案の一括上程について、一括上程と決議というのは別なのか。一括上程するが2号議案は2号議案で決議し、3号議案は3号議案で決議するということか。」

議長 「そのとおりである。」

議長 「賛成多数であるので、この議に従い、今後の議事を進行する。」

[第1号議案] 平成29年度（一般会計・特別会計）決算報告承認の件

議長は、第1号議案「平成29年度（一般会計・特別会計）決算報告承認の件」を議題に供し、澤野正明平成29年度経理委員長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

一般会計の決算から説明する。収支全般につき、前期繰越金42億888万円を除き、当年度の収入は55億5,743万円であった。他方、支出は、53億6,206万円である。結果として、当期収支は1億9,536万円の黒字となり、次期繰越金44億425万円を計上することになった。

次に、収入の部について説明する。会費収入は、予算を1,178万円上回り、52億9,798万円となった。登録料は、予算を508万円下回った。出版物、広告料、研修受講料収入などからなる事業収入も同様に予算を100万円下回った。

諸受入金は、日弁連交通事故相談センター、弁護士国民年金基金などの外郭団体からの人件費の回収金が主であり、予算を1,771万円上回った。

また、預金利息収入は、約9万円である。雑収入は、身分証明書の発行手数料、印税販売手数料などであるが、予算を上回り4,159万円となった。また、他会計からの繰入収入は、保険事務特別会計から予算どおり1,200万円繰り入れた。

支出の部の説明をする。まず、会議費は、総会費以下全科目について、予算の範囲内に収まり、4,669万円の予算残となった。委員会費は、11億530万円の予算に対し9億4,687万円の支出となり、1億5,842万円の予算残となった。支出超過になった委員会は20ある。司法修習委員会、弁護士推薦委員会、選挙管理委員会、日弁連リーガル・アクセス・センター、両性の平等に関する委員会、外国弁護士及び国際法律業務委員会、接見交通権確立実行委員会、住宅紛争処理機関検討委員会、「日本知的財産仲裁センター」の事業に関する委員会、市民のための法教育委員会、災害復興支援委員会、弁護士照会制度委員会、裁判迅速化法問題対策委員会、家事法制委員会、業際・非弁・非弁提携問題等対策本部、日弁連知的財産センター、日弁連中小企業法律支援センター、司法修習費用問題対策本部、法律サービス展開本部、日弁連高齢者・障害者権利支援センターである。科目内流用で対処した。

支出超過の主な理由は、会議への出席率が高かったり、臨時の会議を開催する等して旅費がかさんだというものが主たる理由である。なお、新設された男女共同参画推進特別措置実施のための副会長候補者推薦委員会については、経理委員会の承認を得て、委員会費の予備経費から135万円を充当した。

事業費は、11億6,130万円の予算に対し、支出は10億594万円で1億5,535万円の予算残となった。司法シンポジウム費、海外派遣費、関係団体援助費、3科目が若干支出超過となったが、科目内流用で処理した。

事務費は、最も多額の予算を必要とする科目である。24億8,284万円を予算計上したところ、23億4,208万円の支出となり、1億4,075万円の予算残となった。一般会計から特別会計への繰入れは、退職手当積立金特別会計、会館特別会計、法律援助基金会計、事務職員能力認定試験・研修事業特別会計、日弁連ひまわり基金会計に対し、

決算額どおりの支出をした。

特別会計のうち主な会計について説明する。

退職手当積立金特別会計は、本年度は、一般会計から1億5,000万円の繰入れを行った。他方、退職金の支払いは、1億1,278万円であった。

会館特別会計は、収入は会員一人当たり月額800円の一般会計からの繰入金3億5,305万円等となっている。支出は、3億8,399万円となった。

災害復興支援基金特別会計は、今年度の収入は利息収入のみであった。支出は、主に東日本大震災原子力発電所事故等対策本部及び熊本地震災害対策本部の費用として365万円を支出した。

法律援助基金会計、これは日本司法支援センターに対する委託業務に関する収支を管理する特別会計である。収入は、特別会費収入が4億1,159万円であるが、昨年6月に特別会費を月額1,100円から900円に減額している。このほかに、贖罪寄附金等の寄附金収入が8,437万円であった。また、一般会計から、1億1,000万円繰り入れた。これに対して委託事業費等の支出合計は5億9,861万円であった。

少年・刑事財政基金会計は、収入が14億5,647万円であるのに対し、初回接見費、被疑者弁護援助委託事業費、少年保護事件付添援助委託事業費等の合計支出額が11億9,441万円であった。

日弁連ひまわり基金会計は、当別会費月額600円の徴収が平成28年3月で終了したため、平成28年度から一般会計から会員一人当たり月額500円相当の繰入れをすることとし、それによる収入が2億2,040万円、支出総額は2億5,660万円であった。支出の内訳は、法律相談センター維持費が1億853万円、公設事務所維持費が9,589万円などである。一般会計及び特別会計の決算は、平成30年4月16日の平成29年度の経理委員会の承認を得、同日の平成29年度監事による監査を経ていることを、併せて報告する。

続いて、議長は、平成29年度監事に監査報告を求め、大井暁平成29年度監事から、監査した結果、平成29年度に係る財務諸表、すなわち貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及びキャッシュフロー計算書並びに収支計算書は、いずれも資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を適正に表示しているものと認めた旨の監査報告がなされた。

議長から、質疑及び討論を一括する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、議長は、質疑及び討論を一括して行う旨を宣した。

米田会員（東京） 「会長の報酬支出は3,165万円になっている。この内訳はどうなっているのか。ここに昨年の会長の報酬のことを尋ねたときの議事録があるが、中本会長は、手元に残るのは、源泉されると100万円にも満たない金額しか振り込まれていないので、私はそれを見て、それぐらいかと思っていましたという答弁であったが、中本会長は、予算決算書を会員に自らの名前で送っておきながら、自身の報酬の認識さえなかつ

た。中本会長には、2年で総額いくら支払われたのか。3点目、昨年の予算決算を基にすれば、会長には5,700万円が支払われたと思われる。若手の弁護士の就職難だ、年収200万、300万だと言われている中で、会長報酬の金額について、菊地会長はどのような考えか。」

澤野平成29年度経理委員長 「平成29年度は、会長に報酬等を支払っているが、これは全て会長報酬規則に基づいて支給している。平成29年度、給与は1,260万円、規定は月額105万円を支給するとある。規定に基づき、賞与630万円、退職金722万円、帰省旅費133万円、会長公邸借入費420万円、合計3,224万円を支給した。2年分では、5,614万9,960円を支給した。」

会長 「2年間で5,614万ということであるが、中本会長の場合は大阪から泊まる、大阪の往復等々が含まれていると思われる。それらの経費を除いても、高いという議論があるのかもしれない。これが高いか安いかは、会則で決まっていることであるからこれが不当であるということであれば、また規則の改正になろうかと思う。」

ただ、私は4月に給与明細をいただき105万円からいろいろ引かれて60万円ぐらいであり、個人で負担すべきものも多い。大変な出費がいろいろかさむということも現実問題としてはあるので、今後会長の報酬がどうなのかということになると、現実の経費との見比べの問題にはなろうかと思う。」

武田和也会員（第一東京） 「死刑廃止実現本部が平成29年度の予算をどのように使ったのかということに関して、質問がある。日弁連の特別委員会である死刑廃止実現本部、これはその名のとおり死刑廃止を実現することを目的とした委員会であり、実際に各地で定期的に死刑廃止を呼び掛けるシンポジウムを開催しており、死刑は廃止すべきだというメッセージを発信し続けている。このような活動を目にした外部の一般の方は、あたかも弁護士全員が死刑廃止を強力に推し進めていると思う。しかし、死刑を存続させるべきであるとか、中立の意見をもちたい人もいる。そして、死刑を廃止すべきか、存続させるべきかと、いずれと考えるかは、個々の会員の人生観や死生観、宗教観といった思想そのものだ。日弁連は、強制加入団体であって、脱退をすれば弁護士でいられないという性質を持っていることもあわせると、日弁連の死刑廃止との意見に対して反対の意見や中立の意見を持っている会員の思想、良心の自由に対しては、相当な圧迫、制約が加えられていると思う。」

今回の決算報告書によれば、死刑廃止実現本部には、2,500万円もの予算が割り当てられて、約1,890万円もの金額が実際に支出されている。この金額を一体何に使ったのか具体的に明らかにされたい。」

加えて、死刑廃止実現本部の活動が死刑廃止に反対の意見であるとか、中立の意見を持っている会員の思想、良心の自由を圧迫したり、制約したりするということを前提とすると、そのような支出は違法ではないか。違法ではないというのであれば、その根拠理由も含めて答えられたい。」

小田清和副会長 「平成29年度の予算は、京都におけるシンポジウム、それから11の単位会において行ったキャラバン、パンフレットの発行、法務大臣宛ての要請活動といった活動に使用している。

これらの活動が個人の思想、信条の自由を侵すのではないかという点は、日弁連自身が活動を行っていくに当たり、弁護士が基本的人権の擁護、社会正義の実現を目指すということを使命としており、日弁連自体はその活動を支えていくということが弁護士法第45条で規定をされており、その中に含まれているということで、日弁連が活動するということは、認められている。福井宣言に基づき、実現本部を設立し、それに基づいて活動を行っている。日弁連の活動が個人の思想、信条の自由を侵害するものとは考えていない。」

加藤公司会員（第二東京） 「先ほど2,500万円のうちの1,800万円の使途について、項目を挙げて答弁があったが、この決算の報告の承認及びその後の予算でまた2,500万円が挙がっている。そこで、その項目が適切なのか否かは、その金額の多寡によっては判断が変わると思うから、各項目についての金額を明らかにしていただきたい。」

小田副会長 「支出の内訳は、運営会議と全体会議とキャラバンに行った旅費として1,164万8,900円、運営会議が9回、全体会議が3回である。キャラバンの意見交換会の出張旅費が328万円、印刷費111万円余り、反訳の速記料22万5,000円、会議室料23万円余、コピー代42万円、車両費等である。」

新川会員（広島） 「団体が発表をする意思表示について、個人の思想の自由の問題だという指摘があるが、どこからそんな論理が出てくるのか。国家が、発表している行為と国民の一人が考えている行為が一致しないのは当然である。」

議長 「御意見として、承っておく。」

芦田一憲会員（神奈川県） 「昨年の総会で、会長の報酬については、住宅手当が入っているということで説明があったが、その後住宅手当について、会規会則を定めるような動きがされたのか。」

澤野平成29年度経理委員長 「平成29年の12月の理事会で会長報酬規則を改正し、会長公邸費借入費を経理委員会が決定することができると明記した。これまでも慣行に基づき、経理委員会決裁でやってきたことを明文で規定して疑義のないようにした。」

田中副議長から午後1時時点の出席者数の発表があり、定足数を満たしていることを確認した。

議長は、質疑及び討論を終了して採決に入る旨を宣した。挙手による採決の結果、第1

号議案は賛成多数により可決された。

[第2号議案] 平成30年度（一般会計・特別会計）予算議決の件

[第3号議案] 平成31年度（一般会計・特別会計）4・5月分暫定予算議決の件

議長は、第2号議案「平成30年度（一般会計・特別会計）予算議決の件」及び第3号議案「平成31年度（一般会計・特別会計）4・5月分暫定予算議決の件」を一括して議題に供する旨提案し、議場において異議なく承認されたことから、一括して議題に供し、審議は一括して行うが、採決は個別に行うことを宣した。

若林茂雄副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

平成30年度経理委員長である。平成30年（一般会計・特別会計）予算案と平成31年度（一般会計・特別会計）4・5月分暫定予算案について、説明する。

まず、平成30年度の一般会計予算規模は、収入57億2,515万円を計上しており、平成29年度決算との比較では、1億6,771万円の収入増を見込んでいる。

支出は、事業活動支出として59億9,505万円を計上しており、その内訳は、会議費2億7,470万円、委員会費10億9,025万円、事業費11億6,640万円、事務費25億6,460万円である。その他、予備費1億4,500万円などを計上し、支出全体としては、61億5,605万円である。なお、この予備費のうち、4,500万円は、司法修習貸与金の返還資金の緊急貸付に使用することを想定している。以上の結果、単年度収支では4億3,090万円の赤字予算である。

次に、予算編成に当たり特に配慮した項目であるが、収入、支出別に説明する。会費収入は、54億5,280万円を計上し、登録料は4,608万円とした。事業収入及び雑収入は、過去5年間の決算額などを基に計上した。以上より、平成30年度一般会計収入は57億2,515万円となる。

次に、一般会計支出であるが、会議費関係は、日弁連の迅速適切な会内合意の形成、情報伝達が会の内外から要請されている実情にあり、従前同様、理事会を月に1回、2日間にわたり開催することを前提にしている。

さらに、緊急課題に迅速に対処するためのワーキンググループ等の諸活動の費用に充てるための経費として役員協議会関係費を計上している。委員会費は、様々な分野での委員会活動が、日弁連の活動の活力の源泉であるという認識の下、平成30年度の事業計画、過去5年間の予決算状況を踏まえて検討し予算を配分した。

事業費関係は、本年度、弁護士会に対する支援について、特に配慮をした。平成27年度以降、弁護士会支援費として、弁護士会に対して100万円を上限に援助を行っているが、本年度も同様に支給することにしている。

弁護士会シンポジウム等開催補助金は、昨年度と同額5,000万円を計上し、十分な補助ができるようにした。このほか、小規模弁護士会助成費に5,300万円、弁護実務

修習援助費に1,400万円を計上している。また、広報活動の取組を近年強化しているが、今年度は、広報宣伝費を昨年度比1,000万円増の1億1,000万円とした。平成27年度から女優を起用した広報を開始したが、戦略的な広報活動を全国で継続的に実施できるようにする。

また、ひまわりお悩み110番、ひまわり相談ネット運営費に4,750万円を計上した。依頼者見舞金は、年度における支給額の上限が1億円を超えない額を目安に理事会が定めることとなっており、4月の理事会で、今年度の上限は1億円と定められたため、1億円を計上している。なお、依頼者見舞金の支給の申請がなされた場合の調査等に要する費用は、依頼者見舞金制度運営費支出に400万円を計上している。

今年度の大規模行事としては、司法シンポジウムと人権擁護大会がある。それぞれ必要経費を計上した。また、今年1月、弁護士保険ADRがスタートしており、その運営に必要な経費として、新設した弁護士保険ADR運営費支出に420万円を計上した。

続いて、事務費関係は、4月に副会長が増員されたため、副会長報酬を増額した。クオータ制による女性副会長に規則に基づき男女共同参画推進支援費を支給するので、科目を新設し、必要額を計上した。

次に、特別会計の主なものについて説明する。会館特別会計は、毎月の一般会費から、月額800円の繰入れが主な収入となっている。支出は、弁護士会館の維持、管理にかかる費用、20年目大規模修繕にかかる費用のほか、各種ITシステムの維持改修費用などを計上している。

法律援助基金会計は、月額900円の特別会費を徴収している。日本司法支援センターに委託している各法律援助事業の委託経費は、事業ごとに件数に単価を乗じて算出しているが、少年刑事、難民を含めた合計で約12億6,902万円となっている。

少年・刑事財政基金会計は、月額3,300円の特別会費を徴収しているが、6月から1,900円に減額することになっている。平成30年度法テラスへの委託経費約12億6,902万円のうち6億1,512万円を占めている。

続いて、暫定予算案について説明する。平成31年度（一般会計・特別会計）の4・5月分の暫定予算案については、従前の例にならい便宜上、平成30年度予算案の2/12に相当する金額を予算案として計上した。

なお、会計規則第6条によれば、予算の議決を得るときは、予算の大項目内の科目の流用について、承認を得ることができると定められており、この点も併せて承認をされたい。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

及川智志会員（千葉県） 「事務次長と囑託について、人数、人事、人件費、仕事について明らかにされたい。」

菰田事務総長 「事務次長は、全員で7名おり、うち弁護士事務次長は6名である。囑託は、その他に94名おり、いずれも弁護士である。事務次長は、事務総長を補佐して事務をつかさどり、理事会の議を経て会長が任命している。囑託は、事務総長の推薦に基づ

いて会長が委嘱する。人件費総額は、事務次長と嘱託の総額で2017年度決算では、6億508万円余りであり、弁護士職員報酬規則に基づいて経理委員会で決定されている。業務内容は、様々であるが、常勤嘱託は1名のみで、司法調査室嘱託として法曹養成や情報統計を中心に幅広い任務に当たっている。それ以外には、綱紀委員会調査員、懲戒委員会調査員、綱紀審査会事務局に任命されている弁護士職員がおり、それぞれ委員長の求めに応じ、事案の調査や懲戒手続に関する調査研究を行っている。」

山上俊夫会員（第一東京） 「死刑廃止実現本部の予算2,500万について質問する。昨年度の実績として、1,800万円某かがあって、キャラバン等で千何百万円かを使っているという話があった。「自由と正義」5月号にも前事務総長、あるいは前会長のコメントが出ている。今年もそういったことをする予定があるのか。死刑廃止制度は法律を変えることであるから、当然法改正に向けて動くのだと思う。前会長は、まず会員の理解を深めていくことが重要であると考えているというコメントがあるが、会内の意見対立が根深いのであればやめるべきだと思うし、会内の意見対立が少ないのであれば、キャラバンはもっと外に行かないといけないのではないかと思う。今年の予定として、そういったことに使うのかどうか、まず聞きたい。

2点目として、先ほど法務大臣に要請をしたと回答があった。平成29年11月29日に、法務大臣に要請をして、その20日後の12月19日に2名の死刑が執行されている。ということは、相手にされなかったということだと思うが、死刑廃止議連についても2012年に選挙でかなり落ち、死刑実現ニュースの中で最近あまり活動していないということも書かれている。新聞検索したが、過去5年間で、死刑廃止議連の全国紙の記事が出てきたのは2014年が最後と記憶しているが、死刑廃止議連自体の活動が非常に弱まっている。法務省にも相手にされず、議連自体がない中で、前会長が廃止議連も作っていかなければいけないということを書いている。

そういった中で、2020年に死刑廃止を実現することが可能かどうか、会長に伺いたい。

三つ目の質問として、そういった議員連盟を築くということが、日弁連が主体的にやるということは、政治献金を渡すということよりも、更に踏み込んで主体的に政治活動することに他ならないと考える。先ほど、政治活動にならないという意見も担当副会長からあったが、そこまで踏み込めば政治活動をかなり踏み込んでやっていくことではないのかと思う。

最後の質問として、2020年度に実現するためには、2018年度にどこまで行かなければいけないと会長は考えているのか。逆に2018年どこまで行かなければ、間に合わないというのはどこなのか、その点を示していただきたい。」

議長 「執行部は、関連する質問について通告のあった12名が発言を終えた段階で、一括してそれに対する見解を述べられたい。」

向笠太郎会員（第一東京） 「死刑制度実現本部について、伺いたい。菊地会長が、日

弁連のホームページで弁護士会内での焦眉の課題は、弁護士の業務基盤の拡充と記載している。しかし、死刑廃止実現本部の存在は、日弁連が死刑廃止の立場を示すということの意味し、日弁連としての公正性・中立性を害するように思う。その結果、例えば死刑を求める犯罪被害者が、自分の考えを弁護士の方は汲んでくれないのか、死刑を求める活動をしてくれないのかと思わせてしまい、結果的に弁護士の業務をむしろ狭めてしまう。業務基盤が狭まってしまうように思う。この点について、執行部の見解を伺いたい。」

笹野司会員（第一東京） 「死刑廃止実現本部に対する2,500万円の予算付けについて伺う。平成26年度に行われた内閣府のアンケート調査では、実に80%の国民が死刑を容認するという回答をしている。このように世論は明らかに死刑存置を求めている。

その中で、日弁連が死刑廃止実現本部に2,500万円もの予算を付けて活動させる。菊地会長は、日弁連会長選挙の際の選挙広報で、死刑制度について刑罰の在り方として、その正統性を厳しく問われているとまで記載しており、先ほどの冒頭の挨拶でも死刑廃止運動を進めていくという話があった。

日弁連は、死刑存置を支持する80%の国民の意見は誤ったものであって、正さなければならぬものだという考えなのか。

80%の国民が死刑存置を求めている中で、死刑廃止実現本部では、僅か2年後、2020年までの死刑廃止を目標としているということであるが、このことは、大多数の国民の意見などというものは置いておいて、自分たちの考えに基づいて、とにかく早く死刑廃止を実行するのだという姿勢の表れとみるよりほかはない。

このような姿勢は、憲法が掲げる国民主権の理念と全く整合しないと思われるが、日弁連は、死刑存置を求める大多数の人々は主権者たる国民ではないという考えなのか。

また、もし死刑存置派も主権者だと認めるのであれば、なぜこのように大多数の国民の意見をないがしろにするような活動が許されるのか回答されたい。」

近藤直也会員（第一東京） 「死刑廃止を含む刑罰制度改革全体に対して質問する。死刑廃止論の理由の一つに、国はいかなる理由があっても、人を殺してはならないというものがある。廃止国では、裁判による死刑がない代わりに、現場での射殺が横行している。これも現実である。特にテロ事件では顕著だ。刑罰制度として終身刑があったとしても、一度捕まえてしまえば、どんなに残虐な行為をした人でも死刑にはできない。国として死刑にできないから、個人が射殺するという選択肢が意図的であったかは別だが方法として可能であることが示されている。

このように死刑存廃議論には、国が人を殺すのを止めるのか、それとも適正手続を捨てるのか、国としてどちらが好ましいかという議論の側面がある。他にもいろいろ両論の根拠があるから、廃止論、存置論、どちらにもあると思うが、私は刑罰制度として、死刑は残しておくべきだと考えている。

日弁連は、強制加入団体でありながら、死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言を出し、死刑廃止刑罰制度改革実現本部に予算を組んだわけである。私は、まだ若手で弁護士という職業を選択したのは最近だが、日弁連に加入しなければならなくて、

会費も払わなければならない。弁護士として活動する以上は、日弁連を抜けることができない。そうであるのに、正反対の宣言をし、正反対の活動をする。刑罰制度として死刑は存置すべきという私の考えは、私の思想・良心や政治的意見に基づくものではないという考えなのか。理由と共に回答されたい。」

澤田孝悠会員（第一東京） 「第2号議案で特別予算会費に死刑廃止に関連する費用が計上されている点に関連して質問する。

もう既に大多数の国民が死刑存置を支持しているという話は、この議場で出ていた。弁護士自治は、国民の弁護士に対する理解や信頼の上で成り立っているはずであるから、日弁連の活動というのは、国民の信任が得られるものかどうかを慎重に見極めて行うべきである。

死刑廃止を前提とした議論が進められるほど、現在国民の理解が得られているとは到底考えられない。日弁連としては、死刑制度の存続・廃止両立場から国民に情報提供して、中立な立場から国民に死刑制度の是非について議論の場を提供することもできるはずだ。それにも関わらず、一方的に死刑廃止を掲げた活動を推し進めようとしているのが疑問である。なぜ、まずは死刑制度の存続・廃止の両立場から情報を提供して、国民の議論が煮詰まるのを見守るという方法をとらないのか考えを明らかにされたい。

また、今後死刑制度について議論が尽くされた結果、それでも国際社会からの要請を重視するよりは死刑存置を尊重してほしいというのが、国民の多数意思であることが改めて確認された場合であっても、日弁連は死刑廃止に向けた活動を続けていくのか。」

齋藤雄司会員（第二東京） 「死刑廃止実現本部設置について、会員から強制徴収された会費が使われているという角度からお尋ねする。

まず、アメリカ連邦最高裁判例を紹介したい。1990年ケラー対カリフォルニア弁護士会事件というもので、弁護士会と会員である弁護士とが争った事件である。連邦最高裁は以下のように判示している。弁護士会が会員たる弁護士である申立人から強制徴収した会費について、申立人の賛同しない政治的、思想的活動に資金を供給することは、法律家の規律、法的サービスの質の向上、こういった目的に照らして不必要、不合理である場合、申立人の言論の自由を侵害すると判示している。そして、その具体的な例として銃規制、核兵器の凍結、これに賛成あるいは反対の立場から議論を進めていく活動、そういうものを挙げている。このような議論、もちろんアメリカの最高裁の判示ではあるが、我が国に妥当しないと考える根拠があるか。

また、死刑廃止のための活動、これが法律家の規律、法的サービスの質の向上といった目的のために必要だと、合理的であるものということであれば、そのような必要性、合理性についても聞きたい。

もし、会員が必要性、合理性がないと考えた場合、会員の言論の自由を侵害する違法な予算の支出だということを理由に、自らの払う会費の一部支払いを拒否した場合、日弁連はどう対処するか。以前の総会では、単位弁護士会が判断するという回答があったが、これに異議があれば審査請求という形で、日弁連に関わるわけだから回答されたい。」

大塚健一会員（第一東京） 「死刑廃止実現本部について伺う。死刑の存廃については、先ほど来出ているとおり、個々の会員の思想・価値観に深く関わり、会員個人の思想・良心に基づく判断が特に尊重されなければならない問題である。

日弁連は、強制加入団体であり、元々同じ思想を持つ者同士で結成された団体ではないのであるから、多数決によって特定の価値観に基づく活動への協力を会員に義務付けることは、個々の会員の思想・良心の自由を侵害するものであって許されないはずだ。

死刑廃止実現本部の活動費用を負担することは、その活動に協力することを意味するものだ。会員は、日弁連に対して会費の支払は義務付けられているのであるから、会費の支払を通して、死刑廃止を実現するための活動に協力することを義務付けられていることになる。日弁連が、死刑廃止という特定の立場に基づく活動の費用に会費を充てることが、どうして許されるのか。先ほど会員個人の思想・良心の自由を侵害するものではないという答えがあったが、その理由はよく分からない。具体的にその根拠を説明されたい。」

大澤寿道会員（第一東京） 「議長は、まとめて質問という整理をされているが、この問題は、会員の個々の人権に関わる重大な問題だ。強制加入団体である。我々は弁護士として活動するとき、この会を離れて活動することは認められていない。死刑制度存置・廃止それぞれの考え方はある。それぞれの考え方があるというのは、この会場又は去年の総会でもいろいろな意見が出た。また、所属している一弁内でも現在PTを設けて、廃止・存置、どちらか一方に偏ったわけではなくて、様々な意見が出ている。私自身を前提としても、死刑制度をどうするかというのは、死をもって償うかどうか、そういう死生観であったり、人の命は重要であるが、現在の死刑、大抵は殺人等の被害者側の命を奪ったその事実を重視するか、それとも犯人側の命をどう考えるか、それぞれ命に関して、法律家としての思想に基づいていると思う。また、先ほど質問にあった国民主権の観点をどう考えるか、これも法律家としての思想・信条に重要に関わると思う。

そういった中で、強制加入団体として、死刑廃止一方だけの活動をやるということは、対外的に見れば弁護士は死刑廃止であり、また、納めている会費も実際に使われている。それは、正に私としては会員として制約、思想・信条を害されていると感じている。

また、私個人ではなく、先ほどの質問者及び若手の意見を聞けば、そもそもそんなお金が使われているなど分からなかった。そういったぐらいなんだ。多くの先輩には、いろいろ教えていただき、私が若手のころ目の前の事件ばかりしか考えていなかったところ、法律家としての視点、大きい観点の視点、憲法実務上扱わなくてもそういった点を飲み会の席等で、いかに重要なのかと話していただいた。

最後に私は、個人が死刑制度廃止・存置活動するのは、何も言うものではないが、弁護士会としてやるのはおかしいのではないかと、先ほど副会長の方から、弁護士法第45条第2項の日弁連の目的・活動についての規定に関して、この規定の範囲内という話があったが、条項をそのまま読めば法律の範囲内には入っていないと考えるが、いかがか。」

後藤啓二会員（兵庫県） 「死刑廃止と実現本部の予算について質問する。強制加入団

体であるという憲法上の要請とか、一昨年に決議されたという福井大会でも、これは800人程度の賛成で決議されたということで、それもあまり正統性がないのではないかと、いろいろなこととか、いろいろな問題がある。

それと私も死刑存置派だが、我々は自分たちの名前で自分たちのお金で死刑存置の運動をやっている。死刑制度を廃止したいという方々も、自分の名前で、自分のお金でやっていただいたらどうか。賛成、反対その他の中間派の方も非常に多いと思う。兵庫県弁護士会の会報でも、それぞれ三つの考え方の方が、そういう意見を述べている。

本当に多数決が本当にそれらの正統性があるのかということも踏まえると、これはやはり一方が何か疑義のあるような形で多数を占めたから、その組織の名前で、組織のお金でやってもいいというのは、非常に問題がある。少なくともフェアではない。会長に伺いたいが、これはフェアではないと思わないか。会長が、もし推進派であるというならば、仲間を募り、自分たちの名前で自分たちのお金でした方が。日弁連の会の統一性というか、亀裂を招くようなことは会長としてすべきではない。したがって、是非そういう方法をとっていただきたい。もしとっていただけないのであれば、その理由を伺う。」

米田会員（東京） 「死刑廃止の話は、福井の人権大会の宣言を根拠にされているが、人権大会に集まった人は、全会員の僅か2%である。3万7,600人のうち僅か2%、そのうち賛成したのは546人で、全体から見たら1.46%しかいない。むしろ反対者が96人、棄権が144人もいた。そんな宣言がなぜ日弁連の活動方針を決める正統性を持つことになるのか。

福井の5年前の高松大会では、死刑廃止について議論をしようということになったはずだ。どこで議論が深まったのか。議論が深まったんだったら、何で実現本部はキャラバンなどしなければいけないのか。弁護士会内でさえ意見はまとまっていない。

死刑制度に賛成している8割の国民に向かって、弁護士会内でさえ意見がまとまっていないのに、国民に向かって考えを改めろと、そういうのが弁護士会の意見なのか。それが弁護士会の意思なのか。

人権大会は、招集手続も委任状もない、その場で集まった人たちがわっと盛り上げて宣言するだけだ。人権大会の宣言が、日弁連の活動方針として日弁連を拘束するのかしないのか。するということのだったら、過去に2003年、松山大会で犯罪被害者の施策を推進すると宣言したのに、なぜそれに反して、被害者参加に反対する運動ばかり繰り返したのか。当時は、将来に取り返しのつかない禍根を残すといって大反対を繰り返した。だけど、今どうなっているか。そうっていない。順調に運用されて、何の問題も起きていない。これは日弁連の明らかな失敗、失策、失政だ。死刑実現本部の出費は、近い将来必ず間違っていたということになる。そうしたら、違法に日弁連から支出させたお金、これはいったい誰が返すのか。会長か。それとも賛成した理事者か。

反対論の根強い死刑問題に関する予算を大量の白紙委任状で可決しようとしているのは、強行採決でないか。立憲民主主義だ、国民主権だといいつながら、やれ委任状を集め、やれ動員だといって、与党の強行採決に対して抗議批判する資格があるのか、見せかけの多数決で推し進めることが正しいのか。

最後に、日弁連は単位会に死刑廃止決議をさせようとしているが、単位会では、死刑廃止の決議を上程しても否決されている。否決されたのは、どの単位会で、どういう理由で否決されたのかを答えられたい。」

宮川倫子会員（第一東京） 「日弁連が扱う人権分野は、実に様々たくさんあり、それは時代によって変わるものなのではないかと思う。どの人権分野に、どれだけの予算をこの限られた私たちの会費をどのように配分するのか、そういった議論をされているか。執行部で、今この分野には、こういう配分をするという考えがあれば、明らかにされたい。

菊地会長は、死刑廃止を実現する、ただ、被害者にも配慮すると述べた。ちなみに予算を見ると被害者委員会の予算は1,900万円である。死刑廃止実現本部は、その本部だけで2,500万、死刑に至る前の被疑者・被告人といった刑事弁護関連の委員会、実現本部含めて、私のカウントが誤ってなければ実に12個、総額で1億7,680万円となっている。被害者の委員会は1,900万円。被害者は同情はならない。是非どの分野に、こういった配分をされたのか、お聞きしたい。

そして、これは委員会活動という反面、公益義務、弁護士がどういうことを果たしていくかということにも関わっていくし、我々の世代が考えていかなければいけないのだが、是非会長の見解を伺いたい。」

議長 「執行部は、予算の配分の基準と考え方についての質問への答弁後、死刑廃止推進本部の予算の在り方等について、答弁されたい。」

若林副会長 「人権分野についての予算配分の考え方は、予算案の作成に当たっては、各委員会の事業計画、それから過去5年間の決算額といったようなものを執行部で精査をし、作成をしている。」

議長 「死刑の問題について執行部から、とりわけ会長の意見をということもあったが、そのあたりも踏まえて回答されたい。」

小田副会長 「まず、日弁連がどういう活動ができるのか。端的には、実現本部の活動をすることができるのかについては、弁護士法第45条第2項で定められている目的について、弁護士及び弁護士会の集合体である日弁連が基本的人権の擁護、社会正義の実現の見地から法律制度の改善について、会としての意見を明らかにし、それに沿った活動をするのも目的と密接な関係を持つものとして、その範囲のものをすることができると解することができると考えている。また、この趣旨に沿った判例も出ている。日弁連はこの趣旨に従って、まず実現本部を設置し、そこの活動のために今年度2,500万円の予算を上程した。

今年度どのような活動をしていくのかは、2020年の死刑の廃止を目指して活動をするということである。必ず廃止できるとは言わないが、2020年までに廃止できれば望ましい。それに向かって少しでも歩んでいきたいということで活動をする。

どういった活動を行っていくのかは、今年度の実現本部の中で活動方針を具体的に定めていく。現在、大まかなことの中で考えられているのは、一つは、議員に対する要請活動を行う。これは死刑廃止に関しては立法の改正ということが必要であるから国会議員の理解を得る必要がある。国会議員に対する献金をするとか、そういったことを考えているものではない。理解をいただくため、こちらの方の意見を聞いていただく、そういった活動になろうかと思う。

市民に対する活動は、昨年度も行っているがシンポジウムを開催するとか、勉強会を開催するとかということも考えている。

また、死刑の廃止と被害者支援を両立してやっていかなければいけないと考えており、被害者支援に関する活動というものも具体的にどういうものをするのか今年度の中で考えていく。

それから、日弁連の意見を国民の方々によく知ってもらいたいと思っており、一つにはマスコミに対する活動も必要だろうということで、今年の5月9日に1回目を行ったが、プレスセミナーというものを開き、その中で資料を添えていろいろと説明をしているところである。

諸外国との関係であるが、これは死刑廃止、刑罰改革実現に向けた駐日外国公館との意見交換会というものも予定して、諸外国の意見をいただきたいということも思っている。

弁護士会内の問題については、確かに全単位会が会長声明を発しているとか、あるいは死刑の問題に関する検討会とか、プロジェクトチームを作っているというわけではなく、少なくとも理解を得た上で、そういったものをしていただきたいということで活動をする、キャラバンをしていくということを考えている。

その他に、会員個人に対するものとしてパンフレットを作成し、委員会ニュースを発行し、委員会向けの勉強会、これらをやっていききたい。これが今年度の活動ということである。

個々の質問について回答する。山上会員から、今年度も去年と同じような活動をするのか、どういう予定があるのかという質問があったが、その中で、私が最初に間違えた数字を伝えたので、その部分を訂正しておく。まず1, 180万円の費用は、運営会議の費用であり、キャラバンでかかっている費用は約328万円である。そここのところを先ほど1,200万と言われたが、そのように訂正をしていただければと思う。キャラバンもまだやっていくということである。

議員への要請活動ができるのかどうかは、きちんと理解いただくために、そういう活動をやっていきたい。

死刑の廃止活動をすると被害者の方が理解してくれないのではないのかと、業務の拡大について逆行するのではないのかといった質問があったが、犯罪被害者遺族及びその支援に参加される弁護士には、当連合会の死刑制度廃止に向けた活動が人間の有する固有の生命権尊重の立場からの活動の一端であるということを理解いただきたいと思っている。

犯罪被害者、遺族の皆様に対する支援は当連合会を含めた社会全体の重要な責務である。これは福井宣言の中で述べていることであるが、こういったことを理解していただきながらやっていく。

死刑存置を求める国民が80%と指摘があったが、これは世論調査の質問の中で、80%の回答者の方が死刑存置を求めるという回答がなされたということで、現実に全国民の80%という数字が出されているということではないと理解をしている。世論調査の中でそういった数字が出ているということについては、そのとおりである。

世論調査の中身と世論調査に対する評価というものは、分けて考えていくべきであろうというのが執行部としての考え方である。いずれにしても、国民というのは、世論調査の中で賛成された国民も、反対された国民も、いずれも国民であると理解している。

80%の国民の意見をないがしろにしているのではないかといった質問もあるが、日弁連とすればこういった廃止を求めて活動をしていくと理解をしていただきたいということで、理解を求めて活動をしていくということであり、ないがしろにしているというものではない。

また、死刑廃止国においても、実は射殺されているのではないかという話があったが、この部分について見ていくと、まず現実に射殺をされる事例という問題と、死刑を廃止するということを結び付けて考えるということをするべきではないだろうと考えている。現実に射殺される事例というのは、加害者が武装しているような場合に警察側が武力で対応して射殺をされているというのが多くの事例ではなかったかなと思う。

死刑廃止国の例えばノルウェーなどにおいては、現場において射殺が行われたとは聞いていない。法的な問題とすれば、緊急避難ということで射殺をするということは、当然あると、これは日本の刑事法制の中でも緊急避難とか正当防衛というのは、制度的に認められているので、そういった観点と死刑の問題とは、別の観点だと理解をしている。

日弁連として死刑制度の存続・廃止の両方の立場から、国民に対して情報を提供すべきではないのか。また、国民が死刑存置を求めた場合に、日弁連は廃止活動を止めるのかといった質問があった。

日弁連としては、人権大会の決議に基づいて、廃止の立場から活動をしているわけであるが、説明の中においては、死刑制度を廃止する理由、死刑制度が持っている問題点について、国民の皆様には情報提供をした上で、どうなのかということを考えていただきたいということで取り組んでいる。

また、今後の問題についても、現時点では日弁連とすればこの福井宣言に基づいて、実現本部の活動を続けていくと考えているところである。

会費の支払を拒絶して単位会で懲戒したときに、日弁連としてどうするのかという質問があったが、審査請求が上がってきたときには、それに対して、担当委員会の方が、適切な判断をしていくだろうと考えている。

強制加入団体の中で、意に反する活動を義務付けるのは、おかしいのではないかという質問があったが、強制団体であるということは間違いはないが、弁護士会は、会費の納入を受け、その会費で日弁連全体としての活動を行っている。この活動の中で委員に出席いただき、それぞれの活動をしているということである。だから、会の義務付けという意味合いで言うと、決してそういうことを行っているとは理解をしていない。

会費を納めたのに意に反することに使われるというのは、意に反することに協力しているのではないかという質問があったが、一旦入ってきた会費を日弁連として使っていると

いうことで、それは内心の部分の問題とストレートに結び付いていくものではないと考えている。

福井の人権宣言について、まず人権大会自体は、人権大会規則に基づいて活動をして、日本弁護士連合会がこういった決議をするということが規定をされている。この決議に基づいているということであるけれども、この決議を出すまでの過程は、委員会で議論をし、人権擁護大会運営委員会で議論をし、正副会長会で議論をし、理事会で議論をということ、数多くの人たちの意見を反映して、大会に出されており、その中で決議をされているというものであるから、決して、その場にいた人たちだけの意見というものではなく、皆さんの意見がそこに集約されてきていると理解をしている。」

会長 「ケリー判決の話が出たが、決定的に違うのは、弁護士法第1条の問題である。言うまでもないが、人権擁護と社会正義の実現、法律制度の改善、これは州にはなかったはずである。むしろ、組合的な要素が弁護士会という位置付けであるので、ああいう判決になった。ただ、その判決でも法律問題と政治、思想・信条にわたることを区分けするのは、非常に難しい、だから抑制的にこれやっていくことはいかがなものかというくだりもある。今までの皆さんの議論は、第1条をどう考えるかということに尽きてくるのだろうと思っている。

私は、第1条の射程の範囲内だと考えている。それで、今までの人権大会の決議、それから昨年の総会の決議、これは死刑廃止に向けて日弁連がそういう方向に舵を切っているということが前提になっている。ですから、それは個人のお金でやるのがフェアではないかという質問があったが、これは正に日弁連がやる仕事だろうと思っているし、日弁連という団体が死刑廃止に向けて動いているということのインパクトは、かなり大きいものがあるのだろうと思う。ただ、これに対して反対をされている会員がたくさんいることも承知している。ただ、こういう活動に対して、もっと寛容になっていただきたいと考えている。いろいろな考え方の中で、死刑廃止に向けてはけしからんという形というのは、いかがなものかと思っている。

私どもやはり法律家団体として刑罰の在り方をどう考えていくのかという一つの提起をされている問題であり、これが思想・信条にわたっているのだと単純には言えないのだろうと思っている。

アンケートの結果であるが、将来にわたっても絶対死刑を存続すべきだと、いやそうではないと、将来にわたってというサブクエスションの中では4割の方々が、将来にわたっては死刑を廃止してもいいのではないかというデータになっている。

そういう意味では、国民の理解が足りないのだから、そこを教えるんだというほどの思い上がった形の運動はしないと思っているし、今までのシンポジウムでもどうも存続と廃止の両論を分かち合いながら、議論を進めているのが多いように見ている。やはり、私どもが国民の皆さんといろいろ議論をしながら、そういう形で進めていくのが筋だろうと。決して無理をして絶対やらなければいけないという話にはならないだろうと思っている。

ただ、2020年のコンGRESS世界大会、世界の趨勢、OECDでも日本だけというこの死刑の執行という状況に対して、国際世論が長年にわたって批判を続けている。日本も

そろそろ考えなければいけないのではないかという機運が高まっていると考えているし、それに向けて、一里塚として頑張りたいということである。2020年までに実現できなかったら、それは失敗であると、お金を無駄遣いしたんだと早計に考えてはいけないだろうと考えている。」

北尾会員（第一東京） 「廃止の宣言に反対が可決されたという単位会があったが、その単位会はどこかを知っているかという質問に対して回答がない。」

小田副会長 「死刑の決議について、反対された単位会があるのかどうかということであるが、昔、京都弁護士会が否決をしたということを知っている。また、埼玉弁護士会が否決をしたと知っている。賛成をしたということは、滋賀弁護士会が決議をしたと知っている。その中身については、よくは分からないが、埼玉は、委任状の数も入れての議論の中で否決されたと知っている。昨年度だと思うが、詳しい日付については、今手元に資料がない。」

山上会員（第一東京） 「2020年までに死刑廃止を実現するために、2018年はどこまでいかなければいけないのか。逆に2018年はどこまでいかないと、2020年の実現をできないのか。一応、2020年の実現を目指してやっているのだから、どこまでやらなければいけないという行程表があるはずだ。その行程表を回答されたい。」

小田副会長 「2018年度において、具体的にどこまでやるという明確な数字目標を今の段階では定めてはいない。今度の本部の中で、活動目標としてその中で出てくることだろうと思うが、まず、昨年度訪問していなかった単位会の執行部を全部訪問し、会長声明なり、PTなりの設置を求めていくということ、その中で一つでも多くのところから賛同を得て、そういうことをしていただければよろしいと思っている。

それから、市民のシンポジウム等を行って、その中で少しでも多くの方々に御理解をいただく活動をするというところで、具体的な意味での数字目標というのは決めていないが、少しでも多くそういうことをしたいというのが現状である。」

芦田会員（神奈川県） 「総会の運営費について伺う。理事会速報を見ていると、来年度の総会については、クレオで開催をするということを前提に考えられているようだが、クレオで開催すれば総会の運営費上、会場費はかからなくなると理解している。クレオで開催することによって、総額1,000万円ぐらいの総会運営費が減額になるという発言もあったように記憶しているが、この暫定予算を見る限りは、その分の反映がされていないのではないかと。4,700万円では、昨年度の決算4,500万円より増えている形になっており、それはどうして減らさないのか。

さらに、総会運営について、クレオでやればその分会場費が削られて、減らさないということであれば、例えば総会に参加される若手の会員に対して、総会参加費の補助を考えているのかどうか。あるいは書面投票を、あるいはオンライン投票を導入することで郵送

費等のコストが掛かるから総会運営費が減額にならないというふうに考えているのかどうか。現状ではここに来て委任状なり、本人の議決権行使しか認められていないが、会員数が3万人を超えていて、一般の株式会社でいえば当然書面議決が必要な規模になっているのにも関わらず、書面議決制度を導入されていないのが日弁連の運営方式である。しかも委任するに当たっては、同じ所属会の会員にしか委任できず、他の会の会員に委任することができないという形になっていて、かなり本人の議決権行使に制約があるように考えている。そこのところを改善するために、オンラインでの投票であるとか、書面投票に向けて何か検討されているのか。

最後に、来年クレオで開催されるのであれば、テレビ会議システムを使って、例えばせめて高裁所在地の弁護士会とつないで、実際には東京に来なくても参加できるような会員を増やすような運営方式を考えているのかどうかという点も、回答されたい。」

若林副会長 「来年度の総会をクレオで開催するということによって、開催費用を削減できるかについては、外部の会場を使用するという場合に比べると削減されることになると思う。あくまでも参考だが、昨年度の臨時総会をクレオで開催したが、その場合には、外部で開催した定期総会よりも低い、約100万円で済んでいるという経緯がある。

それから、具体的な予算等については、暫定の部分については形式的に先ほど御説明申し上げたように、形式的に計算をして出しているものであるもので、具体的な運営方法等については、まだ検討に入っていないということで理解いただきたい。」

会長 「今後の総会の在り方等について、4月に就任したばかりであるから御意見として伺ってまた検討したい。」

佐藤真理会員（奈良） 「2号議案、3号議案で言われている死刑廃止の問題は、極めて重要な議論ではあるが、言い方に誤解があってはいけないが、本日の定期総会の七つの議案の中ではメインではないと思う。議案というのは、関連委員会で練り上げて出して、執行部、理事会でかけて、この決議案を出している。こんなやり方をしていたらそのメインのところ、十分な討論ができるのか。祝賀会も若干押すのはいいと思うが、来賓の方々を30分、1時間、1時間半待たせていいのか。終着点も見据えて、議長団には、運営してほしい。質疑打切りの動議を提出する。」

議長 「今、質疑打切りの動議が出されたが、もう質疑はないようであるのであえて動議を採決するまでもないと考えるが、いかがか。」

議場の賛同を得て、質疑を終結し、議長は、10分間休憩とすることを宣した。

(休 憩)

議長は、討論に入る旨宣した。

米田会員（東京） 「人権大会の宣言が日弁連を拘束するののかについて答えがない。違法に日弁連から支出させたお金は誰が会に返すのか。これも答えがなかった。こういうことは多数決で決めるべきではないからアンケートをとらないと言っておきながら、多数決で強行している。それは矛盾ではないかということについても、答えはない。執行部の回答も、全て御理解くださいだ。

そして極め付けは、会長は、寛容になれとおっしゃった。寛容になれというのは、権力者に対して言うことだ。会長と私とどっちが権力があるかなどということは、明白である。」

議長 「討論であり、この議案に対する賛成か反対かということに絞って簡潔にやっていただきたい。」

米田会員（東京） 「原案には反対をして、修正動議を出したい。修正動議は、死刑存廃問題について、結社の自由、職業選択の自由の例外として認められた強制加入団体である日弁連が、いずれかの立場に立つべきではない、公正中立であるべきだというものだ。

執行部は、福井大会で決議したと言うが、少数者の人権擁護を唱える日弁連が、存置論者の意見を無視して多数決をするのは背理である。しかもその多数決は、福井に集まった僅か1.46%の賛成にすぎない。」

議長 「何をどう修正するのかということをお話されたい。」

米田会員（東京） 「なぜ、会員の意見を割るようなことをするのか。そんなにやりたければ、自分の金を使ってやればいい。死刑廃止に反対の会費を納めている会の金を使うんじゃない。」

議長 「米田会員の意見は意見として拝聴するが、修正であれば、どこをどう修正をしてほしいという動議なのか。ここだけを明らかにされたい。」

米田会員（東京） 「修正動議の理由を言わなければいけない。」

議長 「理由は、その後に執行部の意見も聞き、皆さんに諮り動議としての採否を決めてから聞く。」

米田会員（東京） 「予算の議案書の7ページの予算案の死刑廃止実現本部に割り当てられた2,500万円を0円とする。特別委員会費の小計は9億595万円になる。予備経費の原案が2,000万円を、2,500万円の金額を足した4,500万円とする。そうするとその他は原案と同じということになる。以上の案が修正動議ということになる。」

議長 「簡単に言うと、この7ページの死刑廃止等の改革実現本部の予算を2,500万円から0円にすべきであるという修正であるということによろしいか。」

米田会員（東京） 「そういうことである。」

議長は、修正動議に対する執行部の意見を求めた。

若林副会長 「原案のとおりが相当だと考えており、修正の必要はないと考える。」

議長は、修正動議の成立について議場に諮ったところ、出席会員50名以上の賛成が得られなかったため、動議は成立しなかった。

笹野会員（第一東京） 「先ほど私の質問に対する回答で、世論調査と国民の意見というものはイコールではないというような答えもあり、その点はいかがなものかなと思うが、いずれにしても、大多数の国民が、死刑を容認しているということは間違いがない。

会長からは死刑存置、反対両方の意見を盛り立ててというような話もあったが、その中で日弁連として死刑廃止を全面に打ち出した活動が続けるということは、国民の大多数が持っている死刑存置の意見が誤りであるということ、会として表明しているものと捉えざるを得ないと考えている。

そのような中で、死刑廃止に向けての議論というのも高まってきているという会長の話もあったが、私の認識としては、そのような感覚は全くない。むしろ逆であり、日弁連や単位会が死刑廃止、あるいは死刑執行に抗議するという声明を出すたびに、知人・友人から、弁護士というのは、皆こういう考え方なのかと、おかしいのではないのかということ、言われたことは一度や二度ではない。

そういった中で、日弁連がこのような活動を続けていくということは、国民の日弁連、ひいては弁護士に対する信頼というものを損ねかねないのではないかと危惧する。そのような立場から、私は、今回の予算案、特に死刑実現本部に対する2,500万円の予算付けというのは、認められないものと考え、執行部提出の予算案には反対する。」

武内更一会員（東京） 「本予算案2号、3号に反対する。今少し出ているように、この前と全然違う観点の話である。

私は、司法改革に対する日弁連の姿勢ということに対しては、ずっと批判をしてきた。今回の予算案についても、多数異論がある。この場では、1点だけに絞って意見を述べる。

予決算書の4ページ、予備費の部分の表の下から4行目、昨年1億の予算だったのが、今年1億4,500万になっている。この4,500万は何かという説明がさっきあった。修習貸与金の返還金、これを日弁連が貸し付けるというその予算だという話であった。

この4,500万というところが問題である。結局この貸与金を受けた人たち、6年間にわたって合計1万人を超えてきている。今回7月25日に、第1回目の分割弁済を求め

られる新65期の方は、1,688人、そのうちおそらく弁護士になっているのは、1,500人ぐらいだと思う。

その1,500人のうちのたった1割、150人分、貸与金自体が合計各平均300万であり、1人の10年分の1年分の返済金は30万円である。ですから、たった1割の人しか救済しようとしていない。もともとそういう内容である。

しかも、この日弁連貸付金の制度は、先般5月1日の日弁連理事会で規定要綱が作られ、それに従って行くと、執行部は言っている。その名称は、修習貸与金返還資金貸付け実施要綱と言っていた。それはどういうものかと言えば、返還が困難な人を審査して、この人数分貸与金を日弁連が今度別途貸付けするという話である。

しかも貸付期間は1年間、その1年後も問題である。2019年7月25日、つまり新65期の人にとっては、第2回目の分割返済金の返済と、この日弁連貸付金の返済が同時に来る、そういう話である。こんなことでは、何も貸与金世代の人たちの救済・救援にはならない。全くごまかすものである。しかも日弁連の説明では、今回の貸付金は、日弁連から直接最高裁の指定する口座に振り込むと言っている。本人の手に渡さずに、最高裁の口座に貸付けを受けた人の名前で振り込むのであろう。そんなことをやって、この制度の問題性を完全に隠蔽してしまうものだと、私は考える。粛々と返済が進んでいく、その体制を日弁連が最高裁に正に最高裁のメンツを立てて、日弁連が協力していくという内容そのものである。

これを実現していってしまえば、貸与金の問題点、給付金を打ち切って貸与にしまった、この谷間に残された人たちを見捨てて、その人たちには粛々と返済していけという、その姿勢がここに表れているわけである。このような予算を通すことは、私は承認できない。以上の観点から、反対する。」

吉岡康祐会員（岡山） 「日弁連の意見、方針、人権大会の決議が、日弁連の意見、方針になるかというところについて、考えを述べたい。

基本的に日弁連の意見、方針というのは、委員会から上がってきて、正副会長会でもんで、理事会で承認する。そこで承認されたものは、日弁連の意見、方針となる。

人権大会の場合は、更に人権大会において議論をする。しかし、人権大会の前に理事会で承認されている。そこで否決された場合は人権大会に出せない。そのため、本来は理事会で決議されたら、それは日弁連の方針になると思う。

では、なぜ人権大会で更に屋上屋を重ねて議論をして承認を求めるのかというところになると思う。去年いろいろ考えたが、答えは出ない。ただし、日弁連は、60年にわたって人権大会を開催していて、そこで決議されたものの方針に従って、人権擁護活動をやっている。

もし、人権大会で否決された場合、理事会の決議と人権大会での決議が矛盾した場合は、どうするかという問題が出てくると思う。しかし、理事会で決議されて承認された以上は、執行部としてはできると思う。人権大会で反対をしても。ただ、それはものすごい執行部の政治的判断を伴う。人権大会で否決された場合は、理事会で承認されたとしても、多分それは方針としないというふうに向転換をすると思う。

したがって、理事会で承認をされ、更に800人とは言え、これは日本全国の会員に招集をかけている。人権大会来てください。集まってください、議論をしてください。議題も提出しています。反対したければそこに来ればいい。そこで反対されたら、執行部は考えようと思う。

したがって、両方の理事会、人権大会で承認された以上は、やはり日弁連の方針になる。その方針に従って、この委員会は設置されて、予算が付いている。したがって、この議論は私は終わっていると思う。

この委員会が今年廃止されない限りは、来年も存続をして活動する限りは予算が付くと思う。この議論はこの総会でピリオドにさせていただきたいと私は考えている。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第2号議案の採決が行われ、原案及び同一大科目内の科目相互間の流用の件が諮られ、挙手により賛成多数で可決された。

続いて、第3号議案の採決が行われ、原案及び同一大科目内の科目相互間の流用の件が諮られ、挙手により賛成多数で可決された。

〔第4号議案〕 綱紀委員会委員及び綱紀審査会委員選任を理事会に一任する件

議長は、第4号議案「綱紀委員会委員及び綱紀審査会委員選任を理事会に一任する件」を議題に供した。

安井副会長から、平成31年3月31日に任期が満了する綱紀委員会委員の半数13名及び綱紀審査会委員のうち5名の後任の選任について、今後開催される理事会に一任し、その選任をもって本定期総会の選任とすること及び委員がその任期中に欠けた場合の補充選任についても、同様に理事会に一任することを提案する旨の趣旨説明がなされた。

その後、議長から質疑、討論を省略する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、直ちに挙手による採決に入ったところ、第4号議案は賛成多数により可決された。

〔第5号議案〕 第70回定期総会開催地を東京都に決定する件

議長は、第5号議案「第70回定期総会開催地を東京都に決定する件」を議題に供した。

笠井直人副会長から、趣旨説明として、第70回定期総会の開催地を東京都とする旨の提案があった。

その後、議長から質疑、討論を省略する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、直ちに挙手による採決に入ったところ、第5号議案は賛成多数で可決された。

〔第6号議案〕 宣言・決議の件「憲法9条の改正議論に対し、立憲主義を堅持し、恒久平和主義の尊重を求める立場から課題ないしは問題を提起するとともに、憲法改正手続法の見直しを求める決議（案）」

議長は、第6号議案「宣言・決議の件」のうち、「憲法9条の改正議論に対し、立憲主義を堅持し、恒久平和主義の尊重を求める立場から課題ないしは問題を提起するとともに、憲法改正手続法の見直しを求める決議（案）」を議題に供した。

阪本康文副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

昨年5月3日、自民党の安倍総裁は、民間団体主催の集会に寄せたビデオメッセージにて、自衛隊を憲法に明記する憲法9条に関する憲法改正構想を公表した。

その後、今年3月、自民党憲法改正推進本部は、改憲4項目について、条文イメージたたき台素案として方向性を示した。自衛隊明記に関する条文イメージは、憲法9条1項2項を残し、9条の2を追加して、必要な自衛の措置をとるための実力組織として、自衛隊を保持することを明記するというものである。単に自衛隊を明記するだけではなくて、必要な自衛の措置、つまり自衛権についても言及しているので、決議案では自衛隊等明記案と称している。

今回の決議案は、この自衛隊等明記案について、立憲主義、恒久平和主義の観点から、課題ないしは問題があることを提起し、国民が熟慮できる機会が保障されること、そして、国民の間で憲法改正の意味が十分理解された上で議論が深められるように、自らの責務を果たす決意があることを決議するものである。

決議案では、課題ないしは問題という表現を用いている。この点、憲法9条の改憲については、会員の中に多様な意見がある。また、今回の自衛隊明記案については、たたき台素案という位置付けであり、今後の議論の過程において、変わり得るものであることなどを考慮し、現時点では法的論点を提示することによって、今後の議論が深められることにつながり、それが現時点の弁護士会の果たす役割としてふさわしいと考えている。

この論点については、賛成する方からすれば、検討すべき課題ということになり、反対する方からすれば、批判すべき問題ということになるので、課題ないしは問題という表現を用いている。

法的論点の提示は、二つである。まず、平和主義の観点である。提案理由の詳細は、総会議案書の8ページ以下に記載されている。憲法は9条で、戦争放棄、武力放棄、戦力不保持、交戦権否認を定め、徹底した平和主義を採用している。

憲法の規定の下で、1954年に自衛隊が創設されたが、自衛権の有無及び憲法上許される自衛権行使の範囲に関する日本政府の見解は、変遷してきた。重要な昭和47年見解というのがあるが、憲法上許される自衛権の行使は、必要最小限度の個別的自衛権の行使であり、集団的自衛権の行使は認められないとされ、この政府解釈は一貫して定着してきたと言えるかと思う。

ところが、日本政府は、2014年7月1日閣議決定で、この昭和47年見解を改め、存立危機事態における集団的自衛権の行使が容認され、2015年9月には、安全保障法制が制定された。これに対し、日弁連及び全ての単位会が憲法違反であると指摘したことは、会員の皆様御承知のところかと思う。

平和主義の内実が変容する中で、今回の自衛隊等明記案であるが、憲法9条の規定は、必要な自衛の措置をとることを妨げずと定めている。ただ、必要な自衛の措置とは何なのか、文言上限定されていない。これまでは憲法9条があることによって、海外での武力行使及び集団的自衛権の行使はできないと解されていたが、限定がない以上、必要な自衛の措置として、存立危機事態における集団的自衛権の行使はもとより、それ以外の場面での集団的自衛権の行使が容認されてしまう危惧がある。

これは専守防衛政策からの大きな転換であり、憲法9条が果たしてきた憲法規範としての機能が減退、あるいは喪失し、平和主義の内実が大きく変化を生じさせるおそれがあることになる。この点、安倍総裁は自衛隊の任務権限は変わらないと述べているが、果たしてこの自衛隊等明記案でそのように言えるのか。他方、言えないようであれば、それは問題ではないか、議案書6ページの決議案主文の1はそのことを指摘したものである。

次に、立憲主義の観点である。自衛隊等明記案では、必要な自衛の措置の内容は限定されていない。そうすると、その判断が内閣、また国会に委ねられることになる。自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認、その他の統制に服するとある。結局、法律に委任されることになり、憲法には、実力組織である自衛隊を十分にコントロールする規定がないものと解されるので、権力を制約し、基本的人権を保障するという立憲主義に違背するおそれがあるのではないか。議案書6ページの決議案主文はそのことを指摘した。

自衛隊等明記案のこれらの課題ないしは問題についての情報が、国民に対し、多面的かつ豊富に提供され国会の審議や国民の間の検討に十分な時間が確保されるなど、国民が熟慮できる機会が保障されなければならないと考える。

併せて、憲法改正手続法、いわゆる国民投票法の問題である。日弁連は2009年11月18日付け意見書にて、8項目の見直しを求めた。その中で、国民投票運動としての有料意見広告放送について、財力の多寡によって広報活動の公平性が損なわれる事態を避けなければならないこと、全国民の意思が十分反映されたと評価できる最低投票率が定められるべきであることなどを指摘しており、本決議ではその他の問題も含め、改めて憲法改正の発議の前に見直しを求めている。

最後に、自衛隊等明記案を含む自民党の憲法改正案は、今後各党有識者等の意見を踏まえ、具体的条文案の完成を目指すとされている。また、素案ということであるが、自民党は政権与党の一つであり、政権与党、そして改憲に積極的な議員が衆参両議院の3分の2

以上の議決を占め、発議に必要な要件を満たしていると思われる国会情勢にある。

そこで、まだ素案の段階であったとしても、法的な論点を提示し、国民の間で議論が深められることは必要有益であると考え、本決議案を上程した。

この本決議案が承認いただければ、会内外で自衛隊等明記案についての議論を更に深めていきたいと考えている。そのために講師等派遣の要請があれば、日弁連、あるいは憲法問題対策本部としても積極的に応えていく所存である。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

田畑元久会員（山口県） 「私は昨年度、理事をしており、理事会ごとに対策本部の方から、改憲問題で詳細で鋭い分析を伺っており、いつも感心していた。ただ、いざ年度末近くになって、本議案が出てきてみると、皆さんお感じだと思うが、冗長にも思える、何が言いたいのか分からないような歯切れの悪い文章が出てきて、要するにこうでも書かないと収まりがつかないんだというような説明だったと思う。

二つ質問がある。一つは、決議本文でいうと、6ページから7ページにかけて「憲法改正手続法（国民投票法）に関して」という以下で、問題点を指摘した上で、国民投票に付する憲法改正の発議の前までに、これらの点も含めて見直すべき課題について、必要な検討をした上で、国民投票がなされるべきであるとある。

国民投票法は、日弁連が制定前も制定後も何度も反対改正を訴えている極めて問題の多い法である。憲法制定権力の発動の場面のルールとしても全く不適切なものだが、要するに、決議の本文や提案理由で挙げた点を含む十分な改正をしないでの改憲発議には反対と受け取ってよいのか。

二つ目は、他の人から頼まれての質問だが、決議本文の6ページ5行目、存立危機事態云々と書いてあるのは、いわゆる「存立危機事態」と、いわゆるカギ括弧を付ける修正はできないのかということである。

これも日弁連が強く反対したし、成立後も廃止を目指すとする安保法制の最重要ワードである。本決議案でも、理由中の16ページで当連合会がその違憲性を指摘してきた7.1閣議決定及び安全保障法制に基づく「存立危機事態における自衛の措置」としての集団的自衛権の行使はもとより云々と括弧付きにしている言葉で、本文で括弧を付けないと一貫しないし、何となく崩し的に安保法制を認めたと受け取られないか、定着に寄与しないかという懸念に出たものである。

理由中の10ページ下から12行目、11ページ下から13行目と10行目も括弧がないので、そこも連動して直してということになる。そのような修文ができないかという質問である。」

阪本副会長 「まず、最初の国民投票法の改正、十分な見直しの発議がなされなければ反対だと、なされるまでは反対だということだが、今回の決議案では、そこまでは述べていない。

というのは、現在御承知のように、政府与党の間で国民投票法の改正が議論されている

ような状況であり、あくまでこの自衛隊等明記案については素案ということで、これから憲法改正論議が始まってくるということで、今後の議論の推移を見守りたいということである。その意味では現時点では、改めて見直しを求めることで十分だと考えており、見直しがなされない限り反対というまでは言っていない。

2点目の主文の中の存立危機事態についてカギ括弧という修文はできないのかということについては、考えていない。存立危機事態という言葉自体は広く定着して、自衛隊法にも存立危機事態というのは何なのかということも書いているわけであり、決して日弁連として、存立危機事態における集団的自衛権の行使を容認したということについて、当然是認するというわけではないが、この決議案の主文の中では、特にカギ括弧を付けなくても、これで意味として十分御理解いただけるのではないかと考えている。」

徳永信一会員（大阪） 「今回の決議案の基調は、憲法の改正という重大事について、会員及び国民の間で活発な議論をすべきだということだと捉えており、その意味では、大変賛同すべき決議案だろうと考えてはいるが、今回の決議案、その趣旨においても理由においても、憲法改正の必要性ということについて何ら言及がない。

ここで言う必要性というのは、憲法規範と憲法の現実、要するに自衛隊と憲法との乖離というものをどう考えるのかという点が一つ、これをそのままにしておいていいのかということ。それから2番目、自衛隊の差別的な取扱い、要するに正統性を欠いた軍隊類似の、そして命を懸けろと言われるそういう組織があるけれども、こういう問題はそろそろ解決しなければいけないのではないかと。3番目に、国際情勢の変化と、中身はここで言わないが、中国そして北朝鮮の脅威の問題である。

これらのことについて、私の見る限りでは決議案の中に言及がない。議論を活発にする、呼び掛けるという趣旨は立派だと思うが、これでは肝心の議論の呼び掛けにはならないのではないかと、その趣旨とその内容において矛盾があるのではないかとという疑問を持っている。この点について、執行部はどう考えなのか。」

阪本副会長 「今指摘のあった自衛隊明記案の必要性、立憲主義の問題である。憲法規範と実態との乖離であるとか、あるいは自衛隊に対する差別、これは自衛隊違憲論解消と言われていることかと思うが、それとかあるいは国際情勢の問題、こういうことで自衛隊明記案、自衛隊を憲法に明記する改正をする必要性があるかどうかということについては、憲法問題対策本部の中でも、本当に多様な意見がある。

逆に規範と実態が乖離しているのだったら規範に合わせるべきではないとか、あるいは、自衛隊違憲等の解消と言っても、そういうことのために憲法改正がいるのかどうかとか、あるいは国際情勢についても、どうやって平和を実現していくのかということで、これもいろいろな御意見がある。

今回の決議案については、そういう必要性については、今のような事情があり、特に触れていない。しかし、法的な論点、立憲主義の観点と恒久平和主義の観点という法的な観点から、課題ないし問題を指摘するという必要性を述べていないということと、矛盾するものではないと考えている。

弁護士会として、このような観点から決議をするということは、有意義、有益だと思う。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

田畑会員（山口県） 「本決議案につき、採決でどういう態度をとるかまだ迷っているが、少なくとも本決議案では不十分であり、大いに不満であるということを述べる。

先ほどの国民投票法の十分な改正なしの改憲に反対とも言っていただけなかったのは、あまりにも情けなく残念であり、それだとこれから言う意見も聞いてもらえないのだろうと思いつつも述べる。

これまでの日弁連の意見・議論の延長線上で、自衛隊加憲論に反対と言えるはずだと、言うべきだということである。書き加えようとする自衛隊は、9条2項の戦力不保持、交戦権否認の解釈の域を超えた条文を無視、空文化する集団的自衛権の行使容認という憲法を壊す改憲、それを前提とする安保法制の下での自衛隊である。

日弁連があれほど反対した立憲主義破壊のその固定化を図る改憲案なわけであり、はっきり反対を言うべきである。

別の角度から言うと、9条2項が、戦力保持を禁じ交戦権を否認するのを、次の条文でも自衛隊は別、と風穴を開けてしまうわけである。まるで自衛隊は神聖にして侵すべからずであり、そう解さないと整合しない。その自衛隊という名のものが、どんな組織で何ができ何ができないかは、法令以下に丸投げしてしまう。国会の多数派で何とでも決められてしまう。これは、憲法が権力者の裁量を縛る立憲主義の破壊である。日弁連が、これまで反対してきたことではないか。なぜ、今言わないのか。

また、ちょっと違った角度から言うと、今日も議論が出たが、日弁連は強制加入団体だから、会員の間で意見の割れる政治的意見表明は慎重であるべきとよく言われる。これは、1988年の藤井英男会員が当選した日弁連会長選挙で、敗れた候補の主張であったはずなのに、路線変更を掲げた政権交代もないのに、いつの間にか日弁連を覆い尽くしている。何のための強制加入なのか、そこが忘れられている。

昔の弁護士が代言人と言われていた代言人組合の管理統制のための強制加入と、今の強制加入とは趣旨が真逆である。戦争反対を主張する人を弁護した弁護士が、懲戒を含め弾圧された、弁護士会はそれを見殺しにし、片棒を担ぎ翼賛までした。その反省に立って、弁護士会は自治権を獲得し、自治を骨抜きにされないために強制加入とした。初めて強制加入の全国団体、日弁連ができた。人権と平和を守る、そのための自治であり、自治の実行あらしめるための強制加入である。

人権と平和が脅かされる問題についてこそ、弁護士会、日弁連は物を言う責務がある。千葉県弁護士会は、それを分かっているから自衛隊加憲に反対する意見を言った。日弁連も言うべきである。」

金高望会員（沖縄） 「本決議案に賛成の立場から意見を述べる。日本国憲法は、アジア太平洋戦争の反省に基づき、世界に例を見ない徹底した恒久平和主義を採用した。憲法

9条は、戦力の不保持などを定め、現実政治との間で深刻な緊張関係を強いられながらも、今日までその規範的機能を果たしてきたものとする。第二次世界大戦後も、多くの国々が戦争を経験する中で日本は再び戦争をすることはなかった。憲法9条が果たした役割は大きかったと言えるのではないか。

ところで、アジア太平洋戦争末期の1945年3月末に始まった沖縄戦は、県民の4人に1人とも言われる数十万人の犠牲者を生んだ。沖縄県民は、戦争が人々の命を奪い、深刻な被害を生じさせるということをも身をもって体験し、二度とこのようなことを繰り返させないために、その体験の継承を続けている。

沖縄は戦後、米軍によって支配された27年間にも様々な人権侵害が発生した。米軍は、沖縄戦時に占領して建設した基地を返還しないばかりか、銃剣とブルドーザーにより住民の土地を奪って基地を拡張してきた。

沖縄への日本国憲法の適用は、1972年5月15日の日本復帰まで待たなければならなかった。在沖米軍基地は、日本復帰後も日米安全保障条約下の米軍基地として継承された。現在に至る沖縄の過重な米軍基地負担は沖縄戦と米軍による占領下、日本国憲法の適用除外の下で生まれてきたものである。

戦争はあってはならないことだ。憲法前文及び9条を掲げた軍事力によらない恒久平和主義をより徹底させていく道を選ぶのか。それとも現在の自衛隊を前提として、個別的自衛権を中心とした一定の制約された実力の行使を担保として、平和の道を選ぶのか。さらには、他の諸国と同様に国連憲章上認められている個別的集団的自衛権を全て行使できるような国家となる途を選ぶのかなどについて、私たちは今一度立ち止まって考える必要がある。

このような観点から、私は日弁連が本決議案のような問題提起を行い、自らの責務を果たしていくことは極めて重要と考え、本決議案に賛成する。

なお、沖縄弁護士会でも来る定時総会において、本決議案と同趣旨の決議案が提案されていることを報告する。」

徳永会員（大阪） 「改憲推進派の立場から、反対意見を述べる。私は、全国45名の会員をメンバーとする憲法改正発議研究会の代表代行として意見を述べたいと思うが、私たちは、活発な議論の必要性を訴える今回の決議案の基調に対し、相応の評価をしている。

しかしながら、改憲の必要性を考え、この問題と向き合ってきたと自負する私たちから見れば、今回の決議案は、その趣旨と理由において、重大な欠陥があると言わざるをえない。活発で誠実な論議を呼び掛けるようにするのが決議の基調だとすれば、その欠陥は見逃すわけにはいかないと考える。

決議案の重大な欠陥とは何か。決議案には、改憲の危険性や弊害については縷々述べられているが、自衛隊の明文化という改憲案の必要性については、ほとんど何も述べられていない。これは一体どういうことだろうか。先ほど執行部の考えを聞いたが、やはりその疑念は私どもに残っている。

活発かつ誠実な議論を呼び掛けるのであれば、改憲の必要性を正面から問題にして、その議論を紹介し案内し、そして論議の筋道を立てていくというのが正論だと思うが、その

ようなことが全くないというのでは、いかにも偏頗だと言わざるを得ない。

自衛隊を明文化しようとする改憲案が、私たちに突き付けているその必要性は、3点ある。第1は、憲法規範と憲法実体の乖離、そしてそのことに由来する立憲主義の危機に関する懸念である。立憲主義、すなわち憲法による統治は、国民においてその憲法規範の何たるかが明確であることが出発点である。

その憲法の規範の内容そのものが多義的で、論争の対象となっている状況では、立憲主義を論じてもむなしと思う。立憲主義は権力の統制であるというステレオタイプの原則論が横行しているが、それは憲法規範の内容が定まってからのことである。そういう現状からであればこそ、立憲主義そのものが国民にとって説得力のないものと映っており、とりわけ若年層の憲法に対する冷笑的態度を惹起しているのではないか。この問題について、私たちは、素直に向き合わなければならないはずだが、決議案には、このことについて何らの言及もない。

自衛隊の明文化の必要は、正に先ほど述べた自衛隊に対する差別的取扱い、あるいは、自衛隊に対する明文がないということをもって立憲的統制が図られているのだという俗論があるが、このような議論と早々に私どもは手を切る必要があると考えている。

3番目は、国際情勢の問題である。北朝鮮の核ミサイルの保持、そして中国の尖閣を含む東シナ海、そして南シナ海への進出、国際世論を全く無視するかのごとき振る舞いである。このような現実的な問題に対して、初めてそういう抜き差しのならない問題があるからこそ、この憲法改正の問題が出てきたということを忘れるべきではない。

こうした点についての言及がないままでは、国民に対して、あるいは会員に対して、憲法改正に関する議論を呼び掛けるということにはならないように思えてならない。このことが、私どもがこの決議案に反対する所以である。」

大西聡会員（徳島） 「本決議案に賛成の立場から意見を述べる。昨年、安倍首相が突然自衛隊等明記案を表明して以降、この案がにわかにクローズアップされ、自民党はこの案に沿って、憲法改正を進めていく確認をした。

しかし、9条の2の条文は、極めて抽象的で内容が不明確であり、自衛隊のコントロールが非常に困難になるおそれがある。また、9条2項と9条の2が矛盾する場合には、後法優先の原則から、9条の2が優先し、9条2項が空文化する危険がある。

国会では、改憲勢力が多くを占め、世論調査では、自衛隊等明記案への賛成と反対が拮抗し、分からないという国民も一定数いる。このような状況の中で、日弁連は何をすべきかが問われることになる。憲法の意義、立憲主義、平和主義など、改憲論議の前に国民が十分に知っておくべきことや自衛隊等明記案の内容、それによる波及効果、特に国民生活との関係でどうなのかなど、日弁連は法律家団体として、広く国民に有用な情報や判断材料の提供を行う責務があると考えます。

本決議案は、従来の日弁連の立場から自衛隊等明記案の課題と問題点を的確に指摘した上で、国民が熟慮できる機会が保障されるべきこと、問題の多い憲法改正手続法を適正に見直すべきことを要求し、国民が憲法改正の意味を十分に理解し、議論が深められるよう引き続き日弁連としての責務を果たす決意を表明するものであって、時宜にかなった決議

と考える。

イギリスのEU離脱を決めた国民投票では、判断を悔やんだ国民が多いと言われている。日本において、もし国民への情報や議論が不十分なまま発議がされて、雰囲気や感情に流され制度の不備も手伝って、国民投票の結果を後に国民が悔やむようなことは絶対にあってはならない。

そのようなことにならないようにするためにも、本決議案を決議し、今後の日弁連の活動の礎にすべく、私はこの決議案に賛成する。」

及川会員（千葉県） 「非常に悩んでいる。私は1965年生まれで、もちろん戦争を直接には知らない。しかし、私の父方の祖父も母方の祖父も戦死し、遺骨も返ってきていない。きっとここにいらっしゃる会員の中には、直接戦争を体験されたり、もっと悲惨な体験をされた方がいらっしゃると思う。私より若い方でも、その上の代、曾祖父とか、曾祖母がとっても苦勞されたんだと思う。そういう歴史の中で、私たちは今を生きている。戦争は絶対に嫌だ。

今回の改憲案は、集団的自衛権を認められた自衛隊を憲法に明記するということであり、戦争の危険が高まることは否定できないはずである。私たちは、自国民310万人を死なせた、殺した。アジア太平洋で2,000万人の命を奪った。その責任を忘れてはいけないと思う。そうである以上、戦争の危険が高まる改憲案に対しては、明確に反対をするべきだと思う。

特に私たちは、人権を守るべき弁護士である。戦前、弁護士会は大日本弁護士報国会という名前だったと思うが、戦争に賛成、協力してしまったという歴史もある。今度は私たちが歴史の評価を受けることになる。今、戦争の危険が高まりつつあるのに、日弁連が、弁護士が、弁護士会が、明確に反対の意思を、意見を表明することができなければ、私たちは戦前と同じような歴史の評価を受けることになると思う。

未来の法曹のためにも、私たちの子孫のために戦争をさせないために弁護士会が、今強くはっきりとした声をあげるべきだと思う。だから、もっと明確に反対してほしい。いろいろな状況がある。いろいろな意見がある。それはよく分かる。でも、この案だと賛成できない。」

高山俊吉会員（東京） 「皆さん、もう一度議案の文書を開いて見てほしい。5ページから始まる。何を言おうとしているか分からないと言われた会員がさっきいたが、ゴシックで書かれているところ、憲法9条の改正議論に対し、立憲主義を堅持し、恒久平和主義の尊重を求める立場から、課題ないしは問題を提起するとともに、こういう言い方をしている。だめだよ、これ、はっきり言って。

中身を読めば、憲法9条の改正議論ではない。自民党の自衛隊等明記案に対して、ああでもない、こうでもないと言っているのだから、端的にそのことが論題であることをなぜこんな言葉でごまかすか。怪しいところに近づかないように文章を作るか。課題ないしは問題というのは何のことか。この文章を全部読んでみてほしい。自民党のこの自衛隊等明記案には反対すると一言も書いていない。賛成することができない。こんな言葉さえ一言も書

いていない。一体、日弁連はこの問題に対して、どういう立場に立つのかということを一
言も明らかにしない。皆で活発に議論すればいいじゃないかと、そんなふうに読めるよう
な内容のものを作った。欺瞞である。いや逃亡と言っていい。

情報提供機関に日弁連は墮すのかという言葉があった。私に言わせれば情報提供機関で
さえない。正確に情報を伝えないからだ。今何が起ころうとしているのかと言えば、正に
朝鮮半島の戦争ではないか。そして、それがもしかすると中国大陆へのまたの侵略になる
かもしれないという、その危機ではないか。

この日弁連は、2014年のあの7月の閣議決定に対して、これは違憲ではないかとい
う意見だって言っていた。この4年間の中に、どどどっと変わってしまう日弁連というの
は一体何なのか。

今千葉の及川さんは、御自身の肉親の話をされた。私の肉親の話をすれば、私の父親は、
治安維持法違反で刑務所にぶち込まれた男だ。そういう戦争に反対する、日本の中国侵略
はよろしくない、と言ったことが犯罪になった時代だ。それが今から70何年前にあった。
弁護士がその轍をまた踏み出そうとしている。

私は、この菊地裕太郎会長の下で日弁連が変質をしたということを正面から標榜するき
っかけになる、歴史にはそのように残るだろうというその危険を感じて、どうしてもこの
案には賛成することができない。

日本の弁護士は戦前に、初めには治安維持法には反対するだのいろいろ言っていたのが、
どんどんどん崩れていって、その結果どういうことになったかということ、関東軍に戦
闘機を送った。今日の文章だって、戦争は最大の人権侵害であるということが書いてある。
書き出しのところ。ならば、今の自民党の自衛隊等明記案に対しては、真っ向から反対
をする。弁護士というのは、こういうときには戦争協力はしないのだということを明確に
言い切る。そのことが求められているのではないか。

もう一度読み直そう、皆さん。そしてこの案は、非常に欺瞞であるということを明確に
投票行動の中で示そうではないか。私は、そのように思う。」

新川会員（広島） 「6号議案について、反対である。一つは、課題ないし問題を提起
すると言っているが、ちゃんと反対すべきだということ。2番目に、憲法改正手続を見直
すと言っているが、これは憲法改正を促進するのと同じではないか。私がなぜこの議案に
反対するかと言えば、もともと今の日本国憲法的前提がある。ポツダム宣言の受諾でしょ
う。なぜ、受諾したのか。第一次大戦は毒ガスで人民絶滅戦争でなかったけれども、第二
次世界大戦は広島と長崎に原爆が落とされている。これは人民絶滅戦争だということは明
らかだ。だから無条件降伏するのだ。

この人類の絶滅戦争を二度と繰り返させない。繰り返したら絶滅である。そのために武
装放棄したんでしょう。はっきり反対するのが当然でしょう。ましてや、憲法改正手続が
云々など何て言うことか。改正を促進するのと同じではないか。全部反対である。」

梶原守光会員（高知） 「今、双方の意見が出された。私も確かに、執行部提案という
ものは、従来の日弁連の安保法制反対と、これは違憲だというその方針から見れば、大変

まだ不満足なところはあるが、しかし、この総会において、この議案を否決したときの影響はどういうことかということは、真剣に考えなければならないと思う。

確かに不満はある。不満があるからと言って、大局を見失って否決したときの効果をどうするかということをも十分考えなければならない。日弁連の提案は、国民の中でそういう議論を深めようという提案であるから、不十分ではあるけれども、積極的な意味を持っている。

しかも、この重大な国政の状況の中で、ここで日弁連が総会を開いて、この決議案を否決したということになると、どういうふうに世間で受け取られるか。それは、日弁連の姿勢が否決されたということになれば、この不十分な決議案すらも否決されたということになる。

私は、ここでいくら不十分さがあると思っても、今我々が果たすべき役割を考えたときに、少なくとも日弁連の提案というものが、国民の議論を深めて正しい選択をしましょうという問題提起であり、不十分であっても積極的な意味を持っている。これを否決したらいかんと、そのことを訴える。」

議長は、他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。

挙手による採決の結果、第6号議案 宣言・決議の件「憲法9条の改正議論に対し、立憲主義を堅持し、恒久平和主義の尊重を求める立場から課題ないしは問題を提起するとともに、憲法改正手続法の見直しを求める決議（案）」は、賛成多数により可決された。

【第6号議案】 宣言・決議の件「安心して修習に専念するための環境整備を更に進め、いわゆる谷間世代に対する施策を早期に実現することに力を尽くす決議（案）」

【第7号議案】 藤田城治会員外会員より発議された決議の件

議長は、第6号議案「宣言・決議の件」のうち、「安心して修習に専念するための環境整備を更に進め、いわゆる谷間世代に対する施策を早期に実現することに力を尽くす決議（案）」及び第7号議案「藤田城治会員外会員より発議された決議の件」を一括して議題に供するとともに、両議案の提案経緯等を踏まえ、第7号議案を先に採決することを宣した。これに伴い、第7号議案の発議者である藤田城治会員（第二東京）から、次のとおり趣旨説明がなされた。

第7号議案は、執行部議案と見比べていただきたいが、なぜか文字が小さくなってしまっている。ちなみに審議の時間もコンパクトにされた。

第7号議案は、最高裁に対して65期から70期の司法修習生であった者に貸与した修習資金の返還請求を撤回することを求めるとの決議をすることを求めるものである。執行部案6号(2)との比較で言えば、まず名苑人が最高裁になっている。2番目が、現在進行している65期の方に対する請求手続の撤回、つまりまず、今進んでいる請求手続を止め

ろということの宣言を求めるものになっている。

発議書は、本当に僅かな形式面で無効となったものが数通あるが、私たちを含め、802名の会員からの発議となっている。この約半数が65期から70期の正に貸与世代、谷間世代と言われている当該の会員の方からの発議である。貸与世代が、1万1,000人であること、その75%が貸与金を受けているということは、既にいろいろ語られているところである。平均は約300万円である。

65期に限っていえば、約2,000人中1,700人弱、85%が貸与を受けている。彼らは、このほかにロースクールの奨学金債務を負っているわけである。彼らに対する請求手続が、返還期限が7月25日に迫っている。これが現状である。

発議をした理由を説明する。理由、経緯は、今年の1月、会長選挙のときに遡る。貸与世代の問題、谷間世代の問題で、現会長は、その当時は候補であったが、日弁連の執行部は、最高裁と法務省にお願いはしたが、返済の猶予は断られた。旗は下げないが、難しい状況だと言って言葉を濁していた。

日弁連としては、緊急貸付けを検討するという事とも言われており、今回予算の中にも入っていたが、これは貸与制の容認にほかならない。これは、立法活動を行っているとも言うが、7月25日の返還期限まででどう対応するのか。この辺りが完全に言葉を濁された。

私たちは、これでは谷間世代を置き去りにしてしまう、弁護士がこれに沈黙し黙認することは、弁護士内部に給費を受けた人と、無給で修習しその期間の生活費、貸与で賄った人との分断を生じさせる、ここに危機感を感じた。

私たちや、ここにいる皆様の多くは給費を受け取って修習をした。65期から70期は、無給になり、貸与で修習を受けた。そして71期からは、再び給費制が一部復活した。これは給費制廃止の不当性、不合理性が認められた結果である。給費制の廃止は、やはり不当・不合理な制度だったわけである。

今各地の当該の若手弁護士からは、何で私たちだけという意見が出されている。各地で出された会長声明の中でも、300万円のために結婚、妊娠、出産といったライフプランが変わる。ただでさえ、弁護士が増えて収入が減っている中で、この貸与金の返済があるので、社会的な意義のある事件、権力と対峙する事件をやる余裕がない。これがやりたくて弁護士になったのに。私自身弁護士を目指したのは、そういう事件がやりたかったからである。各地からの悲鳴や怒り、この声に本当に胸が締め付けられる思いである。

給費制の廃止は、弁護士の激増と一体だと思う。司法改革が狙っていた弁護士の貧困化、そして政府や大企業の代弁者となるように追いやる攻撃、これと一体であると思う。弁護士全体を弱体化させようという攻撃によって生じた不合理、不公平を谷間世代、給費世代にだけ、これは自己責任だからといって、押し付けることは絶対許せない。そこで私たちは、この発議を呼び掛けることにした。

なぜ、最高裁が名宛人になっているかと言えば、裁判所法上貸与金の返還手続は最高裁が規則で定め、最高裁が行うということになっているからである。最高裁が、当事者である。不公平・不合理な返還請求を開始している最高裁に対し、まずは一律にこれをやめよ、止めよと、この発議の趣旨はいたってシンプルである。

この発議に対して、執行部からは反対の意見が表明されている。そして6号(2)が出されている。

つまり、執行部は最高裁に対して、現在進行している請求手続を止めよということは避けますということなわけである。その理由として、最高裁には、請求を止める法的根拠がない、一律に請求を止める権限がないなどということが言われている。しかし、本日入口でお配りした黄色いビラを後で御覧いただければと思うが、裁判所法は貸与金の返還に関しては、最高裁規則に委ね、そして実際に最高裁の規則、要綱に従って貸与金、あるいはその返還手続が行われている。

どうして執行部は、あえてできないという解釈をとるのか。各地の弁護士会でも、この不公平の是正措置がとられるまで、一律返還請求を延期せよ、猶予せよという会長声明が続々と上がっている。この5月直近にも上がっている。

私たちが確認しただけでも21の単位会である。7号議案に賛成をしてくれる弁護士会もあるということを知っている。私が確認した範囲だが、千葉、岩手、群馬などで賛成していただけるとのことである。

つまり、各地の弁護士の総意は、この不公平な請求を容認しないというのが会員の声だと思う。理不尽・不公平な貸与金返還に苦しんでいる会員とともに、一丸となって、そして権力と対峙できる日弁連か、それとも既成事実であるからということで黙認、置き去りにしてしまうのか、この決議はその選択を迫るものだと思っている。

弁護士会全体で一致団結して、最高裁に真正面から対峙せよ、これが802名からの発議であり、全国の会員の声であると信じている。この発議への賛成を求めて、趣旨説明とする。

続いて、正木靖子副会長から、第6号議案「安心して修習に専念するための環境整備を更に進め、いわゆる谷間世代に対する施策を早期に実現することに力を尽くす決議(案)」について次のとおり趣旨説明がなされた。

本決議案は、昨年実現した給付制度の安定的かつ継続的な運用を図ること、いわゆる谷間世代の者が、その経済的負担や不平等感によって、法曹としての活動に支障が生じることがないように、引き続き国による是正措置の実現を目指し、同時に当連合会内で可能な施策を早期に実現すること、双方に力を尽くすというものである。

新65期の司法修習が開始する2011年11月から、いわゆる貸与制が実施された。日弁連は、司法制度を支える法曹は、社会の人的インフラであり、国には公費で法曹を養成する責務があるとの考えの下、会員、弁護士会とビギナーズ・ネットなどと連携し、粘り強く給費制復活を求めてきた。

このような日弁連等の活動と法曹志望者が経年的に減少するという事態が生じたことから、司法修習生に対する給付型の経済的支援が必要だとの世論が高まり、昨年4月、給付制度を創設する改正裁判所法が成立し、第71期司法修習生から修習給付金が支給されるようになった。

このように日弁連、会員、弁護士会等やビギナーズ・ネットなどの運動もあってようやく

く実現した給付制度だが、まだ運用されて1年も経っていない。無給世代が二度と生じないように、この給付制度を大事に育てることは、大変重要なことだと考えている。これが第1項の決議提案する理由である。

給付制度創設により、給費も給付も受けられない谷間世代の問題が生じた。谷間世代の者は、前後の世代の者と同様に、司法制度の担い手となるものとして、修習専念義務を課され、原則として兼業が禁止されていた。修習終了後は有為な人材として、多方面で活動していることも、前の世代の者と同様である。

つまり、国に公費で養成する責務があった点には変わりがない。そこで日弁連は、国に対し、谷間世代に対する施策を求めるものである。御承知のとおり、谷間世代には、最高裁判所から貸与を受けた方、貸与を受けずにそれまでの蓄えを切り崩すなどして賄った方、貸与を受けたものの、既に繰上げ返還をした方がいる。

そのため谷間世代の問題の解決には、最高裁から貸与を受け、まだ返還していない方のみを対象にする施策ではなく、谷間世代全員を対象とする施策が必要である。その施策には立法が必要であり、そのためには政府や多くの国会議員を説得し、幅広い世論の支持を得られるよう立法事実の集積をしていかなければならない。

また、谷間世代には、裁判官や検察官も多数いることなどから、裁判所、法務省とも粘り強く協議することも必要となる。

他方で、有為な人材として、多方面で活動している谷間世代の会員が、何らの具体的措置が講じられずにいる現状、状況を看過することはできない。谷間世代の会員からは自分たちの世代のみ救済されず、置き去りにされているとの声もあがっている。

また、本年1月の関東弁護士会連合会地区別懇談会の若手カンファレンスでは、日弁連における措置も行うべきであるとの提言もされた。そこで、谷間世代の会員の思いをしっかりと受け止め、給付制度の創設に尽力した谷間世代の会員に報い、世代間に隔絶が生じないように国に対する是正措置を求めることと共に、会内施策に力を尽くす必要があると考え、第2項を提案する。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

芦田会員（神奈川県） 「まず、第6号議案に関連して質問する。執行部は、65期の返還について緊急貸付けを行うという施策を考えているようだが、その貸したお金を回収するコストはどのように見積もっているのか、回収できなかった場合のリスク、例えば弁護士登録を外してしまうとか、あるいは言葉が悪いがお亡くなりになってしまった場合に、回収できない、そういったリスクが生じたときにどのようにその損金を取り扱う予定なのか。

さらに、そもそも返還免除はなかなか難しいことは、執行部としてもおそらく理解されていたのではないかと思う。それは27ページにある3番のところで、谷間世代へ全員を対象とする施策は難しいということで、貸金の放棄というのはできないだろうという理由として、貸与金を借りていない者がいるし、既に繰上げ返還をした者がいると、そういった人間の関係からすると、今回返還請求を止めるということとはできないということは、お

そらく早期に分かっていたことだろうと思う。そうすれば、返還の原資となるように、会費減額を延長したりすることで、各会員が準備する期間があったかと思うが、そのような施策を取られなかったのはなぜか。

続いて、第7号議案について、発議の理由として、3番のところ、弁護士を激増すれば国庫負担が大きくなるという口実で、給費制が廃止されたとあるが、私は弁護士だけではなくて、これは司法修習生が激増すれば国庫負担が大きくなるという認識だが、弁護士が激増すれば国庫負担が大きくなるという何か立法事実があるのであれば、それを示していただきたい。

もう一つは、返還請求を撤回するということを求めているが、先ほど執行部の理由のところであったように、既に繰上げ償還をしている者、あるいは貸与金を受けていない人もいる。そういった方とのバランスについては、どのように考えるのか。」

正木副会長 「まず、65期への貸付けについての回収リスク、回収コスト等については、今年度初めて最高裁判所からの貸付金の返還が始まったことは御承知のことかと思う。そのため新65期においては、準備がまだできていなかったというような会員もいるということを知っている。それへの対応として、緊急貸付制度を創設した次第である。何分初めてのことであり、執行部のほうで明確にリスク、回収コスト等の評価はできていないというのが現状ではある。

しかし、この貸付制度は、会員が誠実に対応をしていただけるものということで、その信用を前提として創設した制度であり、その点は御理解をいただきたいと考えている。

次にこれまでに会費減額をなぜしなかったかということだが、会費に関することは、非常に重要なことである。したがって、会員の皆様と議論を重ねなければならない。理事会でもその議論を進めていかなければならない。最終的には、総会に諮る必要がある。そのような諸々のことがあって、まだ対応できていないが、現在、会費減額について検討をしているところである。」

藤田会員（第二東京） 「発議者から回答する。まず、29ページの理由の3) 弁護士を激増すれば国庫負担が大きくなるというところは、この間の司法改革による弁護士の激増が一つ背景にあるわけで、おっしゃるとおり、直接には修習生が増えるということなのかもしれないが、それは要するに、その大半は弁護士になっていくわけであり、弁護士を激増すれば国庫負担が大きくなるということを記載した次第である。

また、既に先行して貸与金を返された方であるとか、あるいはそもそも貸与を受けなかった人との不公平をどうするか。確かにこれは一つ問題ではあるが、まずは、大多数の75%から、あるいは85%と言われている貸与世代、これをどうするかという問題を解決することが先決だと思う。

まずは、返還請求しないことを確認する。その先のことは、次の段階の問題として、改めて議論していただければと思う。まずは、今差し迫っている請求を止めよと、これが我々の趣旨である。」

吉澤宏治会員（山梨県） 「執行部提案に対して質問がある。具体的には、谷間世代への救済方法と議論の進め方、この部分である。

山梨県弁護士会で、常議員会において、本決議の賛否を問うたところ、圧倒的多数の常議員によって反対票が投じられた。その理由は、検討中という形ではあるが、谷間世代の会費減額への取組が明記されているためである。そこで、質問する。

まず、会費免除という手法について、決議案でも触れられているとおり、谷間世代の救済は、本来国の負担で行うべき事項である。弁護士会が、救済措置を講じたことで、もはや国としては特段の措置を講じる必要がないとの口実に使われるのではないかと、こういう危惧感を私自身は持っているが、執行部はいかがか。

続いて、谷間世代の会費免除の補填は、実質的には他の世代が補填することになる。したがって、旧65期以前だけでなく、今後はまだ弁護士になっていない71期以降も負担していくことになる。この点に問題がないと考えているのか。

続いて、議論の進め方に関する質問である。会費免除の検討を理事会で行っているとの記載が提案理由にあるが、実現に向けて、現在どのような検討をされているのか。また、今後どのようなスケジュールと会内議論を予定されているのか。特に単位会の意見照会は予定されているのか、お教えいただきたい。

4点目は、提案理由の第3の2以降で、谷間世代の救済に関する立法事実が述べられているところである。しかし、アンケート等の具体的結果への言及は全くない。むしろ提案理由には、谷間世代が国による救済を求めたことが記載されているにすぎない。救済措置として、国への働き掛けの継続という形ではなく、会費免除という形での救済を求めた会員、更には、緊急的な実現を求めた会員がいるのか。いるとすれば、それはどのような状況だったのか。当会の把握している実情と異なるので、教えていただきたい。

5点目は、昨年度の理事会では、会費免除のシミュレーションが行われたものの、実現の方向での議論は行われず、むしろ前会長をはじめ消極意見が多かったと聞いている。執行部が変わったからといって、僅か2か月で前理事会の方針を大きく転換させることは、あまりに拙速ではないかと考えるが、執行部の意見はいかがか。

最後に、以上を前提とした質問である。十分な会内議論を経ていない中で、会費免除に言及することは、例え検討中の例示だとしても慎むべきであると考えているところである。既成事実となりかねない。

したがって、この部分を提案理由から削除して、執行部から提案いただく予定はないかを質問したいと思う。」

正木副会長 「第1点目について、会費免除と言っておられるが、会費減額を前提としてお答えする。弁護士会の救済措置が国による対応の回避にならないかというような趣旨の質問であったかと思う。

法曹養成というのは国の責務であるので、会内施策があったからといって、国の責務がなくなるというわけではない。そのために、会内施策を行ったとしても、引き続き執行部としては国に是正措置への実現を求めていくし、そのような説明を尽くして頑張っていきたいと思っている。

2点目は、会費免除、減額を全員でやるのかというような趣旨の質問であったかと思う。谷間世代は、同じ修習を受けているわけだが、無給であった世代である。谷間世代の方も弁護士になり、我々と同じように頑張って活動していただいているところである。

それにもかかわらず、無給であったということで不公平・不公正・不平等が生じているわけである。そのような不公平・不平等に対してその気持ちを緩和し、谷間世代に寄り添うことが趣旨であるので、谷間の問題について、会費減額等の施策をとるということであれば、全会員がその施策に向かって解決しようとしていくものであろうと考えている。

3点目が、会費免除、減免についてのスケジュールと会内議論の様子、意見照会等についての質問であった。会費減額については、既に本年の2月の理事会から議論を開始しているところである。今後も理事会で議論をしていく予定である。5月の理事会でも議論した。その議論を踏まえ、もう一度、6月の理事会で議論をし、各会に対して意見照会もすることになるのではないだろうかと考えている。我々としては、意見照会の結果等も踏まえ、どうするかということに対応していきたいと考えている。

4点目は、実際に谷間世代の人たちが、会費免除、減額というような会内施策を求めているかというような質問であったかと思う。国による施策と共に、国による救済ではない、会内施策も求めているという意見が多数ある。

例えば一例として、今年の1月23日の関弁連若手カンファレンスの提言などもあった。貴会の若手の方も、その作成に加わっているのではないかと思う。70期のアンケートでも、会費減免等の対応をしてほしいというような結果もあるし、若手カンファレンスでは、近畿弁護士会連合会でも会費減額、貸与制のサポートをしてほしいというような意見があった。関東弁護士会連合会の若手カンファレンスでも、先ほど申したように会費の減額を検討してほしいというような意見があった。

特に、具体的には政府に対して、谷間世代に対する金銭的な援助を求めていくということは切に願いたいところではあるが、各単位会の方でもまずは会費の減免というところを検討していただきたいというような具体的な意見があった。

前理事会の議論状況から見て拙速にすぎないかというような意見もあった。先ほども説明したように、本件については、今年の2月の理事会からずっと検討しているところであるし、今後も理事会で検討していくところである。慎重に審議をしていると理解している。会費減額については、まだ決定しているものではないので、一つの施策の例として、紹介しているものである。

会費免除について、提案理由からどうするかという問題は、以上のような趣旨から単に例示として記載したものであり、提案理由から削除する考えはない。」

山本志都会員（東京） 「議事進行について意見がある。発議者のほうは質問に対する回答を非常に短くまとめていると思うが、執行部は回答が長い。これから討論もあるので、できるだけ端的に回答していただくようお願いする。」

議長 「よく理解しているが、質問が6個も出ており、止めることはできなかった。御理解いただきたい。」

古家野彰平会員（京都） 「執行部の提案に対して質問する。まず一つ目は、本文第1項に関し、給付額の更なる増額を目指すこと、あるいは少なくとも増額の要否について、検討していくことを盛り込まなかったこと、その理由について教えていただきたい。

修習給付金は、従前の給費制よりも支給水準は低くなっているし、社会保険の関係でも待遇は悪くなっているということがあるので、そういった点についても、検討されてもよかつたのではないかという観点から、それを盛り込まなかった理由を聞かされたい。

二つ目の質問は、本文第2項に関して、65期の7月25日の貸与金償還期限について、一律延期を国会、最高裁、法務省に対して求めることを盛り込まなかった理由についても明らかにされたい。ハードルは高いとは思いますが、通常国会のいまだ会期中であるし、法的に不可能ではないのではないかという点と、実際に償還がなされてしまうと、国による是正を求めることが、それはそれで難しくなってくるということもあろうかと思うので、その点を盛り込まれなかった理由について、お聞かせいただければと思う。

最後の質問は、本文第2項の提案理由第3の3で、谷間世代の裁判官、検察官の実情は明らかとなっていないという形で、あえて立法事実の存在がいまだ不明であるということをお認めされるような記載をしている。このような記載をした必要性・有用性が、おそらくあるのだろうと思うが、情勢の分析と共にその理由をお聞かせいただければと思う。」

正木副会長 「第1番目の質問は、修習給付金の増額要求をしないのかというような趣旨であった。司法修習給付金というのは、昨年の11月に始まったばかりの制度であるので、今給付されている基本給付金の13万5,000円、住宅給付金の3万5,000円、移転給付金と貸与の制度があるが、それらで修習生が安心して修習できているのかということを確認していくことが、まず必要であろうかと思う。

それを確認した上で、安心して修習することができていないという問題が出てきた場合に、初めて増額などの改善を求めていくというようなことになろうかと思うので、中長期的には、そういうことを求めていくということはあるのではないかと考えている。

次に、延期を求めなかった理由は、返還猶予の延長については、あくまでも暫定的な手段である。それのみでは何ら解決しない。真に検討しなければならない、求めなければならないことは、やはり抜本的な施策であり、国に対する是正だと考えている。したがって、返還猶予の延長については、総会決議に記載する必要はないと考えている。

裁判官、検察官における立法事実が不明であると記載された理由については、谷間世代は、御存じのとおり最高裁判所から貸与を受けた方だけではなく、貸与を受けなかった者もおられるし、貸与を受けたが繰上げ償還、返還をした者もいらっしゃる。執行部は、先ほどから申し上げているように、貸与を受けた方だけではなく谷間世代全員を対象とする施策を求めるべきであると考えている。

そうであれば、その中には、検察官、裁判官になった方もいらっしゃる。これらの方の実情は、日弁連では把握できていないので、裁判官、検察官にその実情をお聞きして、立法事実を集めていくというようなことが必要になっていこうかと思っている。」

及川会員（千葉県） 「執行部に対して、6号の(2)について、質問がある。議案書の23ページに、修習給付金、新たな給付制度とおっしゃっているが、この新たな給付制度の立法趣旨について書かれている。これは、法曹志望者の増加を図ることにあると書いてあり、既に司法修習を終えた者、現に司法修習を受けている者には当てはまらない。これで、谷間世代問題が発生しているんだという御説明のようだが、給費制の立法趣旨というのは、国が法曹を養成すべきであるというところにあったと思うが、そうすると給費制と修習給付金というのは、立法趣旨が異なるということなのか。そして、立法趣旨が異なるということについて、日弁連は賛同したということなのか。

それから、議案書27ページのところに、意見交換を行ったところ、最高裁判所、法務省共にいずれの要望に対しても、具体的な対応は困難である旨の意見であったということだが、このときに、最高裁から給費制は法曹養成を国の責務でやるという立法趣旨だけでも、新たな修習給付金というのは、立法趣旨が法曹志望者の増加というところにあるので、立法趣旨が違うのだから対応はできないというようなことを言われたのか。そのときの困難であるという内容について、もう少し詳しく教えてください。」

正木副会長 「1番目の質問については、法曹の養成は国の責務であるという意見と理解をしているが、執行部としてもそのように認識している。

しかし、給付制度の導入に当たっては、その主張だけでは、壁は乗り越えることはできなかったというのが、事実である。

昨年の裁判所法改正でも、給費制の復活ではなくて、おっしゃられるように新たな給付の制度として立法されたものである。やはりその新たな給付の創設ということで、法曹志望者の増加というようなことが言われたわけだが、もし給費制の復活を目指していたならば、この給付制の導入はなされなかつただろうという現実があるということをお理解いただきたい。

裁判所の対応についての御質問については、貸与金の返還義務があるにも関わらず、不公平・不公正というのは通用しない。司法修習生に対する給与の支給については、平成16年の法改正で行わないことになっているのであるというようなことを裁判所の方はおっしゃられた。

今回の裁判所法改正は、法曹志望者の減少を食い止めるという別の立法理由であるというような御説明もあった。」

梶原会員（高知） 「私もこの谷間問題については、強く関心を持っており、何とかならないのかという気持ちは、強く共有をしている。したがって、この問題についての提起をされたということについては、積極的な意味を持っていると思うが、ただ中身については、疑問が非常に多くなっている。

まず、貸与金の返還請求は最高裁の専権とされていると、この意味が私は分からない。引用されている法の最高裁に対する規則の制定の委任、この中からは、こういう根拠は、結論は、出てこないと思う。あくまでも最高裁は、立法府が作った貸付返還の枠の中で、貸付返還の実施の細則を作りなさいと、それは最高裁に委任しましょうという限度であつ

て、大枠は立法府が決めていることであって、最高裁判所の判断でその返還の問題について、どんどん決めるというものでは全くないと思う。

そうすると、この決議案を通して結局何の効果もないと。要するに最高裁の専権であるということの説明を明らかにしてほしいと思う。

もう一つは、この170億も要するという谷間問題の解決、これはやはり立法府の判断を抜きにして、最高裁に言っても、問題の解決は、私はしないと思う。最高裁にこの決議を出して拒否されたときに、じゃあ次に打つ手はどういうことを考えているのか。その点を質問する。」

藤田会員（第二東京） 「まず、最高裁の返還手続について、最高裁の専権というところに関してであるが、貸与制がとられていたときの裁判所法第67条の2第2項によると、修習資金の額、そして返還の期限、これは最高裁判所規則の定めるところによると書いているので、これは最高裁規則の事項となっている。その意味で、最高裁の判断次第で、返還の期限というものは変えられるということになっている。

そして、あとは同じ条項の第5項において、修習資金の貸与及び返還に関して、必要な事項に関しては、最高裁判所の規則事項となっている。

もう一つについては、まず、我々は、別に国会や政府に言うなということを使うつもりはない。しかし、まず7月25日に迫っているこの返還期限の問題をどうするんだということである。これは、国や立法府に言っている間に合わない。まずは請求をしている最高裁に端的に言えと、そういう決議を求めている。

さて、断られたらどうするかという問題がある。これは非常に難しい問題ではあり、これは決議を受けて、更に議論を深めていきたい、皆さんで議論をしていきたいところだと思うが、例えば、これはあくまで私の私見として、例えば1例として、イギリスではバリスタが司法予算の増額を求めて、法廷でストライキをやった。そして、つい先日、スペインでは裁判官と検察官が司法予算の増額を求めて、やはりストライキをやったそうである。そういう闘いも、一つの選択肢としてはあるのではないかと考えている。」

武藤元会員（東京） 「発議者に対しての質問である。趣旨説明とただ今の発言で大体分かったが、この撤回をするという意味、撤回をすることを求めるということの意味が、いわゆる請求を止めるということ。そうだとすると、請求権自体はなくなりますが、返還義務自体はなくなりますが、とりあえず請求を止めてもらう。いわゆる期限の延長を求めるといふ趣旨でおっしゃっているのかどうか。この点を、まず確認をさせていただきたい。」

藤田会員（第二東京） 「今の御質問に関して、そのように理解していただいて結構かと思う。ただ、我々が猶予とか、延期という表現を用いなかったのは、やはり貸与金の返還をしなければいけない。猶予とか延期だと、しなければいけない、それを先延ばしにするということになるので、それは容認し難いということで撤回という表現をした。

ただ、実際に請求権の放棄とか、免除ということになれば、そこは確かにいろいろ問題

は出てくると思うので、そういう意味では、まず止めろという趣旨である。」

武藤会員（東京） 「その答えを前提として質問したい。そうだとすると、延期ができる根拠、先ほど裁判所法旧第67条の2第2項に求めていたような気がするが、同じく第3項を見ると期限の延長等に関しての規定があり、期限の延長については第3項だけに限定されているように見える。

であるから、逆に第2項を根拠に期限の延長というものを導き出すことは、できるのかというのが一つの質問である。

それと逆に、旧裁判所法第67条の2第5項、これは債権管理法、国の債権の管理などに関する法律第4条というものを前提とした上で、それに基づいて委任されているという御理解のようだが、債権管理法は、債権の事務の処理について定めているが、裁判所法上の旧条項の中の委任事項は、貸金の返還について関し必要な事項に限定されていて、債権の事務処理全般について委任しているわけではないということになるのではないかと思う。

したがって、債権の事務の管理全般について、管理の中には猶予だとか、延期だとか入っているが、これが全般的に含まれているということについては、若干無理があるのではないかということ。そして、さらには逆に第5項自体は、前項の定めを除きという前提がついているわけである。こういう状況を前提にして、その点についてまだ御主張を維持される根拠について伺いたい。」

藤田会員（第二東京） 「第67条第3項も根拠になると考えている。その他の点については、考え方、法解釈についてはいろいろ御意見はあるかと思うが、やはり仲間である後輩のために可能な法解釈をして、不公平を正していく、これが弁護士ではないかと思っている。」

福永紗織会員（熊本県） 「執行部に質問する。先ほど会費減免は谷間世代の多数が望んでいるとお答えいただいたが、熊本県弁護士会での若手の意見を聞く会では、決して多数ではなかったかと思う。もちろん会費減免を望んでいる先生もおられ、大変複雑な問題かと思うが、それに反対している谷間世代の方もいるという声は上がってきていないのか。」

正木副会長 「そのような声が上がっていることは承知している。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

遠藤直哉会員（第二東京） 「私は、とりあえず両方に賛成するので、皆様の御努力に大変敬意を表する。私は、司法改革審議会の意見書、第二東京弁護士会で私は活動した者であるが、司法改革審議会の意見書は法科大学院の中心主義であり、司法試験の簡素化、これが骨子である。

それゆえに、司法修習の無償化もあったわけであり、司法修習の無償化というのは、い

わば労働者に金を払わない、賃金を払わないような制度で、これが持つわけがない。制度自体に矛盾がある。

私は自分の事務所で谷間世代が6人ぐらいいるので、事務所で半分持つ、その代わり弁護士会には半分持ってもらおうと、これは10年、20年かけてもいい、1年で払うわけがないのだからという案を出した。

そうしたら、今度12月に入る新卒の弁護士、採用した弁護士に電話をして、12万円ですべていけるのかと、やっていけませんと。アルバイトですべてと行って、金を12万円ぐらい出すよと言ったら、アルバイトの申請を、最高裁が却下してきた。

このような制度は世界的にない。もしやるとすれば、弁護士会がお金を出して、世の中に打って出て、弁護士会がこれは責任を持つと。そして、いわゆる研修弁護士というカナダやイギリスがやっている2年間、弁護士会で研修をさせる。事務所で2年間働いて給料を出す。これによって、弁護士会が法曹養成の中心になっていく。裁判所や検事になる者が、ちゃんと研修弁護士を受けない限りは、そんなひよっこが裁判官をやることはできないというような世論を作っていかなければいけない。

大体、ヨーロッパや世界的には30歳まで裁判官になれないという制度が多い。日本だけである。中学生みたいな裁判官が、私が出ていくと出てきて、保釈はしませんと。言わない。ただ黙っている。ずっと黙って、私の説教を聞いている。中学生みたいな裁判官、こんな制度はない。30までは弁護士をさせて、少なくとも50までやらなくてもいいから、30までは弁護士をさせて、2年間でいい、とにかくそこで給料を払って、弁護士会が責任を持って、進歩的な教育をするということである。

今の司法修習は何ですか、あれは。思想的に、いわゆる思想教育されているようなものではないか。皆さんは進歩的な弁護士である以上は、ヨーロッパの弁護士がネールやガンジーが出たように、進歩的な教育を弁護士会が持ってやらなければだめだ。そこを訴えて、是非この問題を前向きに捉えていただきたいと思っている。」

西森やよい会員（高知） 「執行部提案に賛成の立場から、意見を述べる。私は、今、日弁連の修習委員の立場にある。したがって、高知弁護士会において、71期の修習生を今まず受け入れている。

修習生に会ったときの明るさである。もう給付金がもらえる、大変に明るかった。そして、今現に非常に前向きに修習に取り組んでいる。修習生時代にしかできないことをやろうと。私たちが正に体験してきたあの修習生の時代を思い返すような、そのような元気な修習生たちである。修習給付金が創設されて本当によかったと、心から思っているし、ここに至る多くの方の活動に改めて敬意を表する次第である。

修習給付金の制度については、必ずや安定して維持していただきたいと思っている。そのような意味合いで、1項に賛成する。

2項、谷間世代についてである。私には70期の教え子がいる。香川にはロースクールがあった。今年の3月に閉校になっている。3年前に初めて香川に参り、香川大学のロースクールの教壇に立ったときに、法科大学院の生徒たちがいた。彼らには、募集停止ということが決まっていた。合格したとしても貸与制が待っている。様々な経済的な負担を負

わされて、弁護士業界も決して明るい将来を約束されていたわけでもない。

そのような中であって、香川の地で一生懸命法曹を目指して頑張っている。こういう学生たちがいることを、私はそのとき初めて知った。この学生たちのためにできることは何でもしたい、そのように思って私の力は大したことがなかったが、結果的に70期に2人合格した。

この2人が貸与制世代である。今この会場にも来ていると思う。ただ、その後1年遅れて合格した人たちは給付金を受け取っている。たった1期の違いで、なぜこれほどに扱いが違うのか。あえて言うならば、強いて言うならば彼らが優秀であったから、さくっと受かったからである。これはやはり不平等であり、不公平であると。理不尽であると。なぜこんな異なる取扱いになるのか、そういうことになる。私はそのように思う。この人たちのことを見捨てることは到底できない。多くの会員が同じことを思っておられることと思う。

70期に限らず、貸与制世代は、私たちの高知弁護士会にもいる。最近も彼らとスカイプというものを使って会議をした。委員会の会議でスカイプをしたのは、初めてであったが、そのときにこの貸与制世代が、いかに新しい感覚をもたらしてくれるか、そして新しい法知識を与えてくれるか、更に言えばITの技術を教えてくれるか、そのようなことを実感した。

彼らが活躍する時代が楽しみでならない。そして彼らの活躍が貸与制の返金、あるいは不公平・不平等という感覚によって、弁護士会の一体性が損なわれることによって、損なわれる、活動が阻害されるということになれば、これは弁護士会や当該弁護士に対してのデメリットということにとどまらず、社会全体のデメリットであり、司法の危機、社会の危機といっても過言ではないと思う。私は、これはどうしても国による是正措置が必要であると思う。その国による是正措置を得るためには、どうしても法曹の社会のインフラであるという認識を皆様方、国民に分かっていただくことが必要であり、その粘り強い取組みを前提として、今当面できる措置をとっていく。そして日弁連として、国の是正措置を諦めない。この姿勢を表明していただく、そのことが大変重要であろうかと思う。そのような立場から、私は賛成意見を述べる。」

及川会員（千葉県） 「私は6号(2)と7号、両方とも賛成する。多分日弁連執行部案6号(2)には、賛成が多いのだろうが、だからと言って、7号に反対する理由が分からない。

執行部案は、法律を変えましょう。そして会費を減免しましょうということだが、7号の会員提案の方は、今ある裁判所法の解釈によって何とかしましょうと言っているわけであって、排斥し合うものではないから、やれることは何でもやりましょうよということである。

執行部案は、先ほど申し上げたように、法律の趣旨の問題があるから、法律を改正していくということになるので、これはなかなか困難である。だが、困難であるが、俺たちの仲間のために頑張ろうぜというそういう案である。そうであれば、7号だって今ある裁判所法を解釈工夫して、それだってできない解釈ではない。難があるといろいろ言われている

るが、できる解釈である。解釈の工夫をして、俺たちの仲間を頑張ろうぜと、頑張っ一緒にやろうよという話だから、どうして対立するのかが、私には分からない。であるから、両方とも可決するべきだと思う。」

梅村大樹会員（山梨県） 「68期である。まず第7号議案について、反対の立場で意見を表明する。

負担はあると思うが、一応貸与であることを理解して受けているので、それを返す段になって、やはり返さないという表明をするのは、世代当事者としては、何とも、というところがある。ただ、このようにお考えいただいたことを大変感謝申し上げる。

執行部議案についても、反対の立場で意見を申し上げる。何度も、不公平という言葉があったが、要するに貸与制世代は、非常に合格人数が増やされており、それが貸与制の原因になっているから、一応受けた方としても、給費が出ない代わりに、合格者数が増えるんだと、受かりやすくなっているんだということはある程度理解した上で受けており、私もその心持ちで受けていた。

したがって、貸与制や奨学金等で苦しんでいる人がいるのは事実であり、そういった方を世代に限らず、救済していただくことは重要だと思うが、世代に限って、会費等を減免するというのは、少し違うのではないかという認識を持ってはいる。ただ、このようにお考えいただいたことは、大変感謝している。

あと1点だけ、いつぞやに谷間世代という言い方はいかなものかという話があったと思うが、どうも正式名称になっているようであるが、貸与制世代でよろしいのではないかと考えている。」

新里宏二会員（仙台） 「今日、何とか一言発言をしたいなということで仙台から参った。

私自身は、執行部提案に賛成の立場で意見を述べる。私自身は、もう9年、この問題にずっと取り組んできて、貸与制が導入されるのが1年延長されたときには、担当の常務理事、翌年は担当の副会長、それ以降は貸与制に移行した責任を取れということで、本部の本部長代行をずっと務めてまいった。その意味では、辛いところと、不十分かもしれないが、何とか修習給付金までつながったと、両方を見てきた者である。

やはり一番問題、今残っているのは谷間世代をどう救済するかということで、本当にビギナーズ・ネットという若い仲間の中には、谷間世代が多くいて、彼らは自分の利害ではなくて、制度を何とか、後輩が目指せるような仕組みにして、それが司法制度として充実するんだという思いからやってくれた。ただ、それが残ってしまっている。

国会の方でも回って歩くと、国会の中でもこの議論はある。だが、日弁連はどう考えているんだと必ず言われる。私はよく言う。この定期総会で、谷間世代の支援のきちっとした総会決議を得る。それが日弁連のスタンスであるということを言っている。

そして、ただ、総会決議をいくら上げたって制度など変わらない。今回、修習給付金につながったのは、国会議員711名のうち455名が、賛同のメッセージをくれた。そして、執行部も本当に頑張ってくれて、ここまでつながった。

であるから、この総会決議だけではなくて、例えば6月5日に、谷間世代の支援のための院内集会が開かれる。300名ぐらいが参加する予定である。何とか国会議員も100名程度集めていただきたい。そして、国会議員に現場を伝えて、谷間世代の救済を進めていきたい。この決議の中には、抜本的ということであり、延期の問題は入っていないが、これは当然含まれると思っていて、本部はずっと頑張っているの、是非皆さんと共に頑張っていきたい。

苦言ではないが、会員提案については、本当に思いは同じだと思っている。ただ、私は最高裁と対峙してきた中で、一番動かないのは最高裁であった。そして、権限の問題もある。執行機関であって、政策立案機関ではないのではないのか。その意味では、制度論、それから一番動かない人に提案してどうするのだろうか。それよりは、その思いをこの執行部提案の中に生かして、それを踏まえて国会対策として、谷間世代の救済を是非実現したいと思う。」

森川文人会員（第二東京） 「皆さんの思いは何かしたいということだと思うが、それを生かすためには、7号議案である。なぜ、7号議案が出てきてから6号議案が出てきたか。それは、6号議案では、力を尽くすとか、取り組むとか言っているが、力を尽くして取り組んだけれども、何も起こりませんでしたと、何もしないために6号議案出してきたわけである。

7号議案は、弁護士会が、皆でこの強制加入団体、闘うための実組織である弁護士会が、最高裁には結果を求めるということを明確にするわけである。このことを今言わなければ、ずるずるになってしまう。そのことを考えて議決していただきたいと思う。」

新川会員（広島） 「そもそも給付制度というのは、法曹養成だということもあるのだけれども、そもそも弁護士だって第1条に公益を図るように義務付けられている。だから国家養成だ。だから、支払わなければならない、本来的に払わないというほうが違法である。

違法に対して、今の若い人が言っていたが、いやいや分かっている受けたんだから、だから仕方ないんだという言葉は、契約自由の原則にも限界があるんだということを、強者と弱者の関係を全く計算に入れていない。谷間制度自体の問題ではない。給付制度そのものの問題である。それを一方的に廃止するのは、違法である。

それで自由の原則ないから、全部支払わなければいけない。だから7号議案が通る。それを、弁護士会の方が補充するという発想がどこから出てくるのか。国に責任を取らせるべきだ。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第7号議案について採決が行われた。第7号議案についての採決の結果は、以下のとおりであった。

出席会員総数（代理出席・会出席含む。） 1万837名

議案に賛成 1,624名

議案に反対 8,546名

棄権 667名

以上の結果、第7号議案は反対多数により否決された。

続いて、第6号議案(2)について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

菊地会長から、次のとおり挨拶があった。

長時間御議論いただき感謝する。渡辺議長、両副議長にも感謝する。

この議案の決議は、次が問題なのであって、本当に第一歩で、今日の決議は何かを解決したわけではない。また引き続き、この議案に沿ってこれからやるものがたくさんあると思うので、是非協力いただきたい。

以上をもって全ての議事が終了し、議長が散会を宣し、第69回定期総会は閉会した。

以上

（調査室囑託 中村美智子 木原大輔）